【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年５月２日
【計算期間】	第26期（自 平成24年８月８日 至 平成25年２月７日）
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030 三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040
【発行者名】	三菱ＵＦＪ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型（　）
		その他資産（　）		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（　）	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	北米				
債券	（隔月）	欧州			その他（　）	ロング・ショート型／絶対収益追求型
一般	年12回	アジア				
公債	（毎月）	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他（　）	アフリカ				その他（　）
クレジット		中近東（中東）				
属性（　）		エマージング				
不動産投信						
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、短期金融資産）））						
資産複合（　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

■ファンドの目的

国内債券、国内株式、外国債券、外国株式および短期資産を実質的な主要投資対象とし、「時間軸」を意識しながら分散投資を行い、長期的な成長および安定的な収益の獲得をめざします。

■ファンドの特色

1

内外の主要金融資産にバランスよく分散投資を行います。

国内債券、国内株式、外国債券、外国株式および短期資産への分散投資により、リスクの低減を図り、時間軸を意識しながら、長期的な成長および安定的な収益の獲得をめざします。
各ファンドの実質的な運用は、「国内債券マザーファンド」「国内株式マザーファンド」「世界債券マザーファンド」「世界株式マザーファンド」「短期資産マザーファンド」を通じて行います。

ライフイベント（ターゲット・イヤー）到達後に安定運用に移行します。

投資開始当初は収益性資産（国内株式、外国債券、外国株式）中心の運用を行い、投資家のみなさまのライフイベントに接近する（運用期間が経過する）に伴い、安定性資産（国内債券、短期資産）等の比率を引き上げて安定運用に移行します。

2

ライフイベントにあわせて３つのファンドからご選択いただけます。

投資家のみなさまにライフイベントが起きる時期を「ターゲット・イヤー」とし、2020年、2030年、2040年をターゲット・イヤーとする３つのファンドからお選びいただけます。なお、各ファンド間でのスイッチングが手数料なし※で可能です。
各ファンドは安定運用時期に近づくにしたがって株式の組み入れをしだいに減少させ、債券の組み入れをしだいに増加させることにより、リスクを減少させていく運用を行います。

※スイッチングの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。

○三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020

国内債券42%、国内株式30%、外国債券10%、外国株式15%、およびコール・ローン等の短期金融商品３%の比率で配分したポートフォリオを当初ポートフォリオとします。
2020年の決算日の翌日（第41計算期間開始日）を「安定運用開始時期」とし、これ以降主として短期資産マザーファンドを通じてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、より安定的な運用を行います。

○三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030

国内債券32%、国内株式35%、外国債券10%、外国株式20%、およびコール・ローン等の短期金融商品３%の比率で配分したポートフォリオを当初ポートフォリオとします。
2030年の決算日の翌日（第61計算期間開始日）を「安定運用開始時期」とし、これ以降主として短期資産マザーファンドを通じてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、より安定的な運用を行います。

○三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040

国内債券27%、国内株式40%、外国債券５%、外国株式25%、およびコール・ローン等の短期金融商品３%の比率で配分したポートフォリオを当初ポートフォリオとします。
2040年の決算日の翌日（第81計算期間開始日）を「安定運用開始時期」とし、これ以降主として短期資産マザーファンドを通じてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、より安定的な運用を行います。

■ターゲット・イヤーファンドのポートフォリオの変化

＊2013年２月末現在に計画している基本資産配分であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

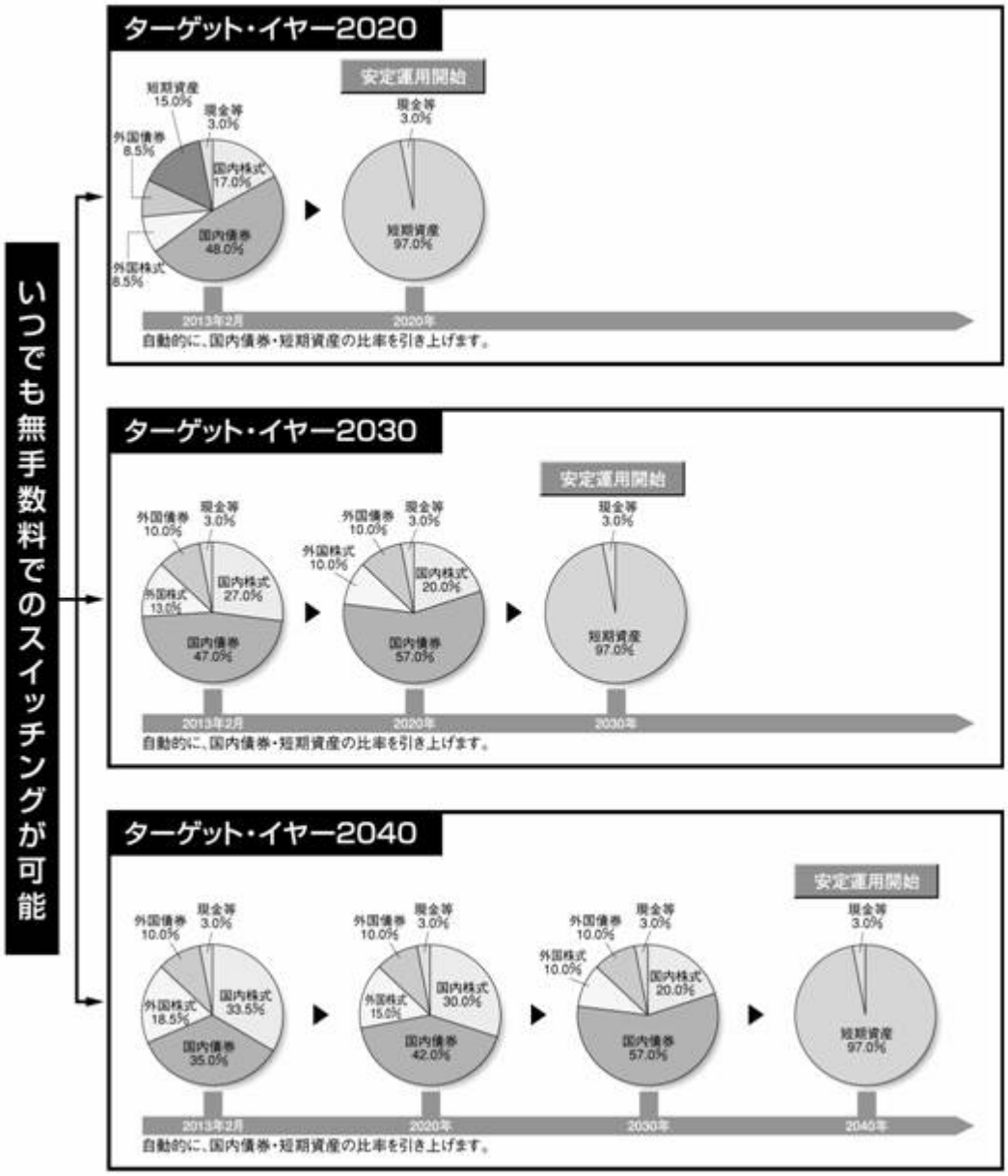

＊三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040を総称して「ターゲット・イヤーファンド」、各ファンドをそれぞれ「ターゲット・イヤー2020」、「ターゲット・イヤー2030」、「ターゲット・イヤー2040」といいます。

■ターゲット・イヤーファンドの運営

ターゲット・イヤーファンドは、時間の経過によってアセット・アロケーションが自動的に変化していきます。各ファンドの基本資産配分の推移は以下の通りとなります。

＊市況動向等によって10年間の組み入れ変化は変わることがあります。
＊2013年２月末現在に計画している基本資産配分であり、市況動向等によって組入比率が変更される場合があります。

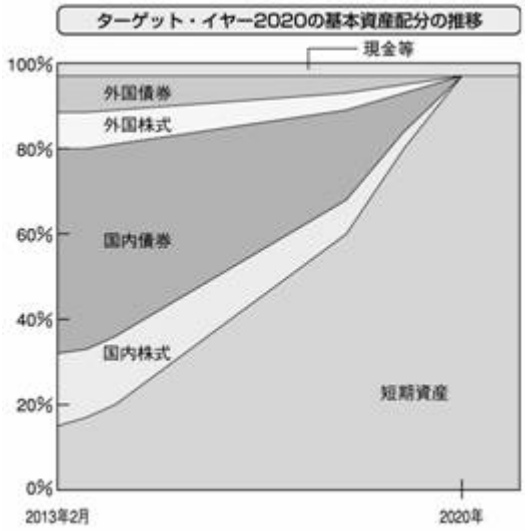

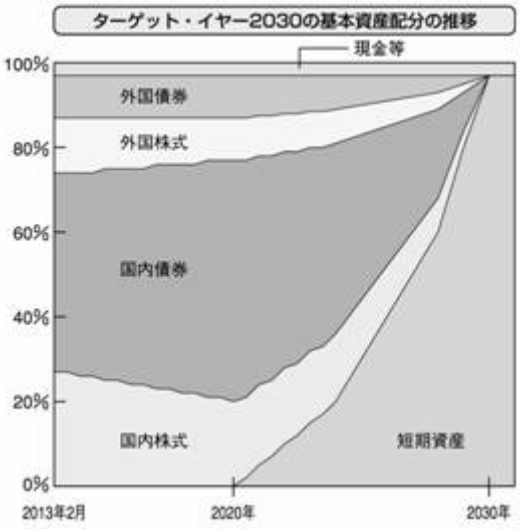

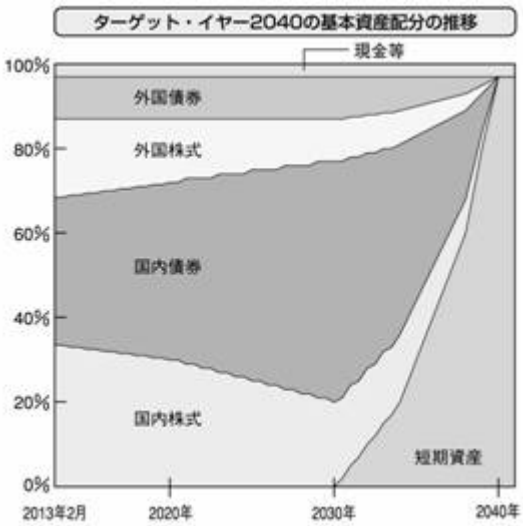

■ライフイベントとターゲット・イヤーファンド

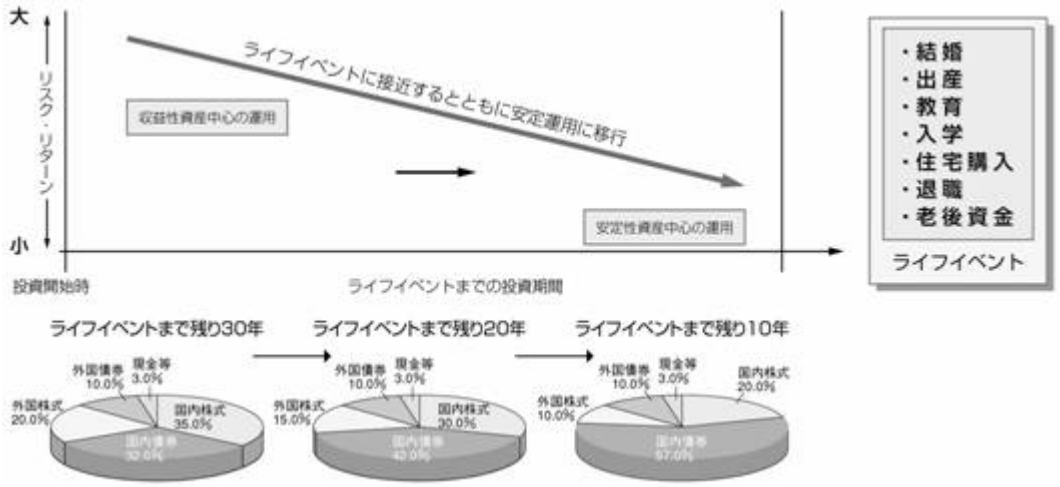

実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャー※をコントロールする場合が

あります。
※エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の度合いのことをいいます。

3 **各ファンドは無手数料でスイッチング（乗換）が可能です。ただし、スイッチングの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。**

4 **国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、および短期資産に投資するそれぞれのマザーファンドを設定し、その運用にはベンチマーク（注1）を定め、アクティブ運用により、これを上回る収益を追求します。**

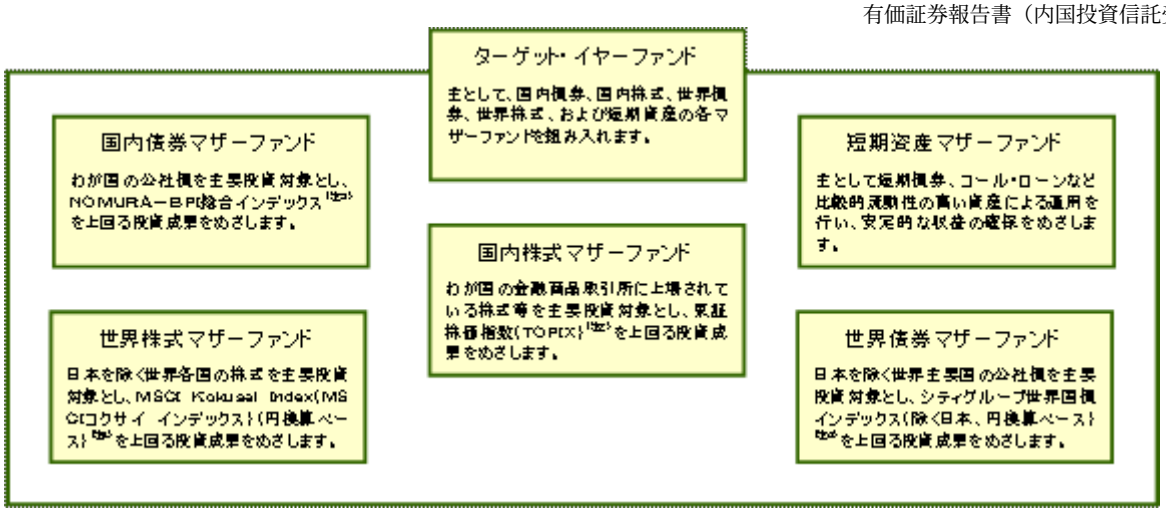

（注１）ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

（注２）東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

（注３）ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

（注４）ＭＳＣＩ Ｋｏｋｕｓａｉ Ｉｎｄｅｘ（ＭＳＣＩコクサイ インデックス）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。
ＭＳＣＩ Ｋｏｋｕｓａｉ Ｉｎｄｅｘ（ＭＳＣＩコクサイ インデックス）（円換算ベース）は、ＭＳＣＩ Ｋｏｋｕｓａｉ Ｉｎｄｅｘ（ＭＳＣＩコクサイ インデックス）（米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。
また、ＭＳＣＩ Ｋｏｋｕｓａｉ Ｉｎｄｅｘ（ＭＳＣＩコクサイ インデックス）はMSCI Inc.の財産であり、「MSCI」はMSCI Inc.のサービスマークです。

（注５）シティグループ世界国債インデックス（除く日本）とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。
シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）とは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本）をもとに、委託会社が計算したものです。

5 各ベビーファンドでの資産配分および各マザーファンドのポートフォリオ構築にあたりましては、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社からの投資助言を受けます。

＊投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

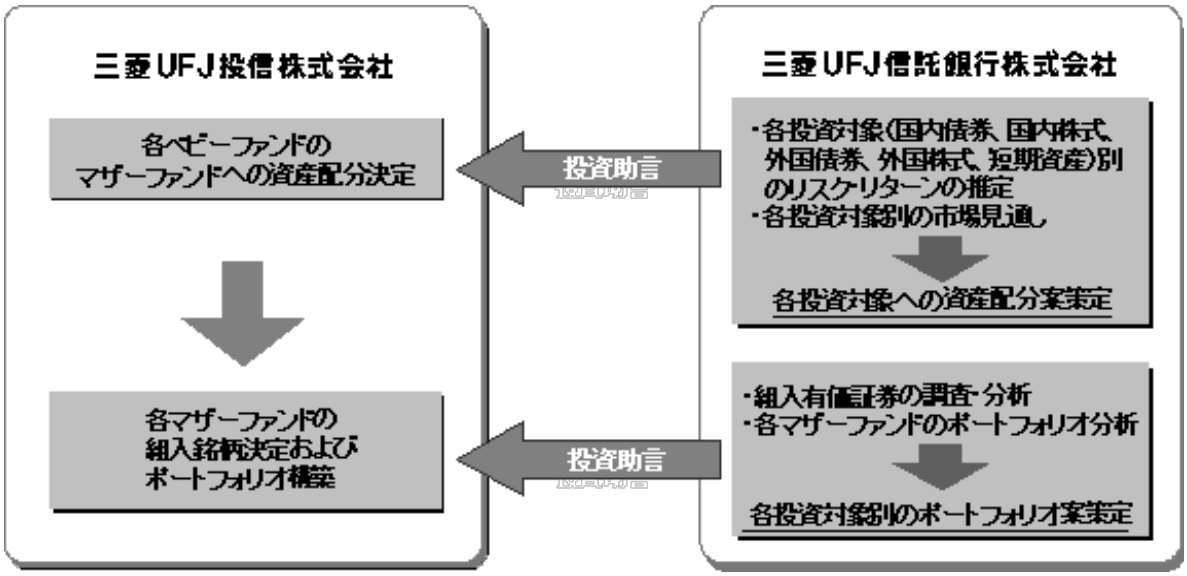

（参考）ベビーファンドの資産配分助言のプロセス

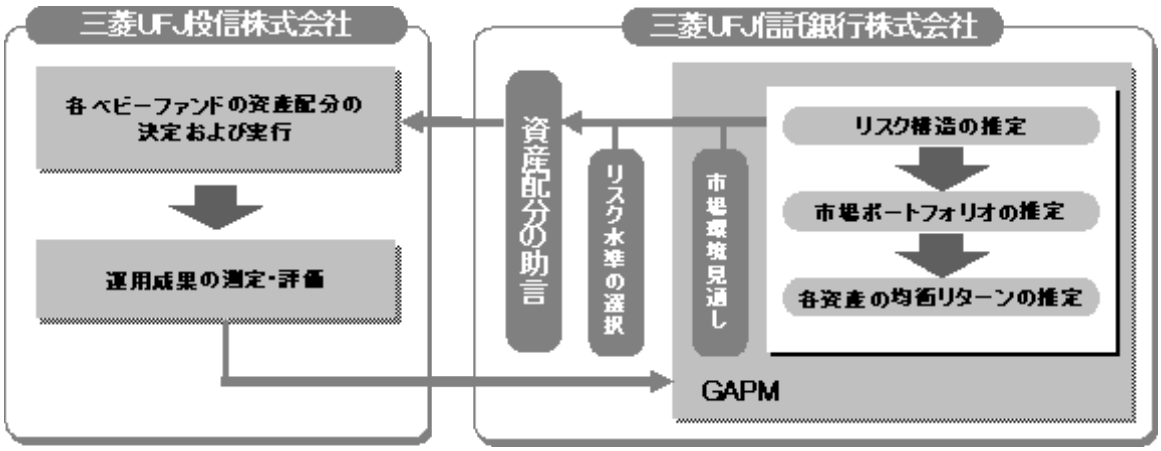

※ＧＡＰＭ（Global Asset Pricing Model）とは、市場均衡理論にその基礎を置く資本資産評価モデル（ＣＡＰＭ＝Capital Asset Pricing Model）をグローバルに展開した、リスク・リターンの推計モデルです。

＜ファンドの仕組み＞

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

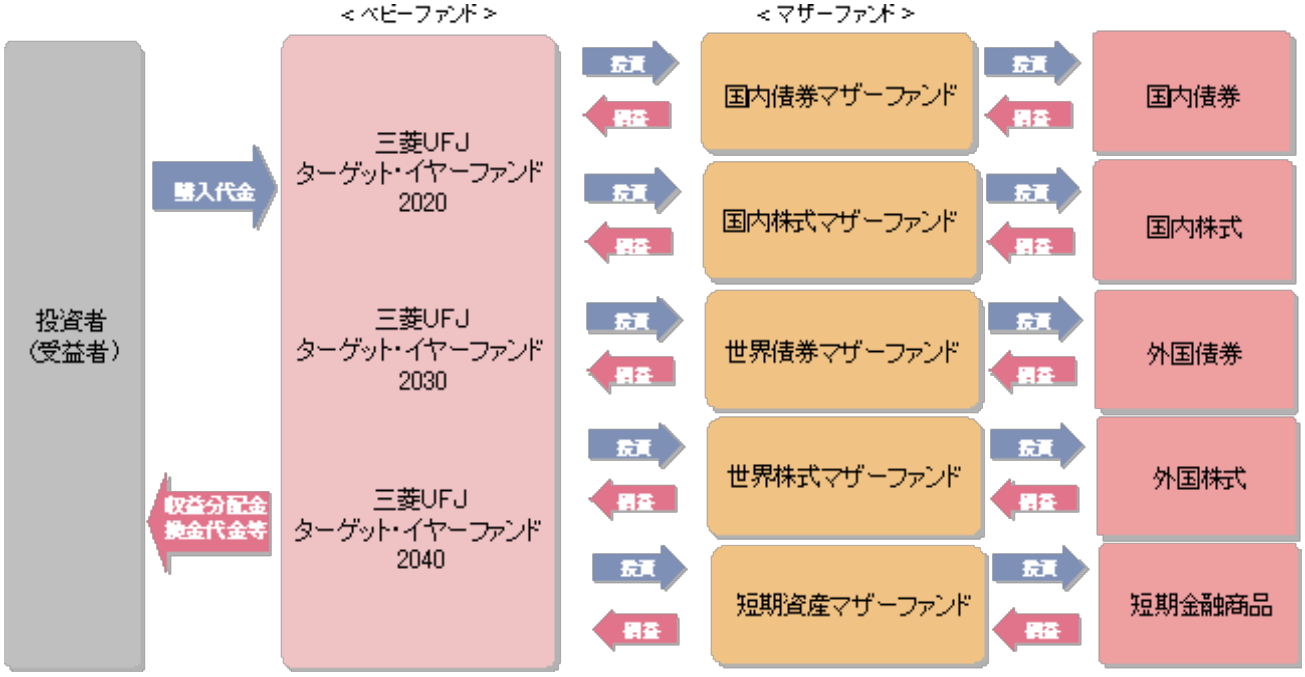

＜主な投資制限＞

「三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　2020」

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60％未満とします。

・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40％未満とします。

・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　2030」

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70％未満とします。

・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45％未満とします。

・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　2040」

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の80％未満とします。

・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45％未満とします。

・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

＜分配方針＞

・年２回の決算時（２・８月の各７日（休業日の場合は翌営業日））に分配を行います。

・分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。

・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成12年２月８日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成13年４月２日	名称を「パートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2010」から「ＵＦＪパートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2010」に、「パートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2020」から「ＵＦＪパートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2020」に、「パートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2030」から「ＵＦＪパートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2030」に、「パートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2040」から「ＵＦＪパートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2040」に変更
平成17年10月１日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継 名称を「ＵＦＪパートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2010」から「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2010」に、「ＵＦＪパートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2020」から「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020」に、「ＵＦＪパートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2030」から「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030」に、「ＵＦＪパートナーズ ターゲット・イヤー ファンド 2040」から「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040」に変更
平成22年２月８日	「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2010」の信託を終了

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成25年２月末現在）

・沿革

平成９年５月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成25年２月末現在）

株 主 名	住　所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	62,050株	50.0%
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,023株	25.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

国内債券マザーファンド受益証券、国内株式マザーファンド受益証券、世界債券マザーファンド受益証券、世界株式マザーファンド受益証券、および短期資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、国内債券マザーファンド受益証券、国内株式マザーファンド受益証券、世界債券マザーファンド受益証券、世界株式マザーファンド受益証券、および短期資産マザーファンド受益証券への投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積み上げをめざします。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020」

国内債券42%、国内株式30%、外国債券10%、外国株式15%、およびコール・ローン等の短期金融商品３%の比率で配分したポートフォリオを当初ポートフォリオとします。

安定運用開始時期に近づくにしたがって株式の組入れを漸減し、債券および短期金融商品の組入れを漸増することにより、リスクを減少させていく運用を行います。

2020年の決算日の翌日（第41計算期間開始日）を「安定運用開始時期」とし、これ以降短期資産マザーファンドに100%投資を行い、より安定的な運用を行います。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030」

国内債券32%、国内株式35%、外国債券10%、外国株式20%、およびコール・ローン等の短期金融商品３%の比率で配分したポートフォリオを当初ポートフォリオとします。

安定運用開始時期に近づくにしたがって株式の組入れを漸減し、債券および短期金融商品の組入れを漸増することにより、リスクを減少させていく運用を行います。

2030年の決算日の翌日（第61計算期間開始日）を「安定運用開始時期」とし、これ以降短期資産マザーファンドに100%投資を行い、より安定的な運用を行います。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040」

国内債券27%、国内株式40%、外国債券５%、外国株式25%、およびコール・ローン等の短期金融商品３%の比率で配分したポートフォリオを当初ポートフォリオとします。

安定運用開始時期に近づくにしたがって株式の組入れを漸減し、債券および短期金融商品の組入れを漸増することにより、リスクを減少させていく運用を行います。

2040年の決算日の翌日（第81計算期間開始日）を「安定運用開始時期」とし、これ以降短期資産マ

ザーファンドに100%投資を行い、より安定的な運用を行います。
実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする国内債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、世界債券マザーファンド、世界株式マザーファンドおよび短期資産マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに16．の証券な

らびに13．および19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

③その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

１．有価証券先物取引等
２．スワップ取引
３．金利先渡取引および為替先渡取引
４．外国為替予約取引

＜マザーファンドの概要＞

国内債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。

金利予測に基づき、デュレーション（注）のリスクをベンチマーク（ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合インデックス）に対して限定的に取りつつ、残存期間構成・種別構成の変更を行うことにより、長期・安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。

１．マクロ経済・市場環境等の分析に基づき、デュレーション・残存期間構成・種別構成等を決定します。
２．デュレーションについては、ベンチマーク比±25％程度の範囲内で、コントロールします。
３．残存期間構成については、ヒストリカルデータ分析とマクロ経済・市場環境等の分析における見通しから、割高割安を判定し決定します。
４．セクター配分は、ヒストリカルデータ分析に、信用リスク・流動性・投資家動向等の分析を加味して決定します。

金融債、事業債、円建外債への投資は、原則としてＡ格以上（Ｓ＆Ｐ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所の内の最高格付を採用）に限定しており、またセクター内においては一つの銘柄・業種に過度のウェイトをかけず、分散を図ります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

公社債組入比率は原則として100％に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

（投資制限）

①外貨建資産への投資は行いません。
②有価証券先物取引等を行うことができます。
③スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
④金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

国内株式マザーファンド
（基本方針）
この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
（運用方法）
①投資対象
わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
②投資態度
わが国の金融商品取引所に上場されている株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を主軸としつつ、トップダウンによるリスク・コントロール（業種配分・ファクター戦略）を付加することにより、長期・安定的にベンチマーク（東証株価指数（ＴＯＰＩＸ））を上回る投資成果をめざします。
ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。
１．わが国の金融商品取引所上場銘柄および店頭登録銘柄を対象に成長性・安全性・流動性等を勘案した組入候補銘柄群を選定したうえで、利益成長性（業績モメンタム、中期成長性）、企業の定性評価（事業資質、経営資源、業界環境、企業戦略）、株価評価等を基準に組入銘柄・組入比率を決定し、ポートフォリオを構築します。
２．構築されたポートフォリオについては、マクロ経済・金利・株式市場等の分析に基づくセクター配分、ファクター戦略を加味して、リスク・コントロールを図ります。
特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
株式組入比率は原則として100％に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（投資制限）
①株式への投資割合に制限を設けません。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
⑦外貨建資産への投資は行いません。
⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

世界債券マザーファンド
（基本方針）
この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。
（運用方法）
①投資対象
日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。
②投資態度
日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。
金利・為替予測に基づき、通貨別投資配分、デュレーション、残存期間構成のリスクをベンチマーク（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））に対して限定的に取ることにより、長期・安定的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。
ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。
１．各国のマクロ環境分析、市場動向分析に基づき、通貨別国別投資配分・デュレーション・残存期間構成等を決定します。
２．国別通貨別投資配分、デュレーションについては通貨ブロック（ドル圏、欧州圏）別のデュレーション調整後ウェイトをベンチマーク比±50％程度の範囲内とします。
３．残存期間構成については、ヒストリカルデータ分析とマクロ経済・市況環境等の分析における見通しから、割高割安を判定し決定します。
原則としてＡ格以上（Ｓ＆Ｐ、ムーディーズの内の最高格付を採用）の公社債等に限定しており、

特定の銘柄に対し、過度の集中がないように配慮します。
公社債組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
外貨建資産については、原則としてヘッジは行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）
①外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
②有価証券先物取引等を行うことができます。
③スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
④金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
⑤外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

世界株式マザーファンド

（基本方針）
この投資信託は、長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

（運用方法）
①投資対象
日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。
②投資態度
日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。
世界各国の経済動向、株式市場動向の分析を踏まえ北米・欧州・アジアの３地域の投資配分を決定し、その上でボトムアップによる銘柄選択を行います。リスク・コントロール（国別配分・ファクター分析・信用リスク）を付加することにより長期・安定的にベンチマーク（ＭＳＣＩ Ｋｏｋｕｓａｉ Ｉｎｄｅｘ（ＭＳＣＩコクサイ インデックス）（円換算ベース））を上回る投資成果をめざします。
ポートフォリオ構築は以下のプロセスで行います。
１．ＭＳＣＩ Ｋｏｋｕｓａｉ Ｉｎｄｅｘ（ＭＳＣＩコクサイ インデックス）採用銘柄およびインデックス採用国の中で成長性に魅力があり信用リスク上問題の無い銘柄から約1,000銘柄を投資対象銘柄として選定します。
２．政治・経済・金利・通貨動向等マクロの環境分析、株式市場分析に基づき北米・欧州・アジアの３地域の投資配分を決定します。
３．投資対象銘柄群の中から、利益成長性（業績モメンタム、中期成長性）、企業の定性評価（事業資質、経営資源、業界環境、企業戦略）、株価評価等を基準に組入銘柄・組入比率を決定します。
４．上記により構築されたポートフォリオについては、国別ウエイト、ファクター分析、トラッキングエラー、投資対象国・投資対象銘柄制度による信用リスク等のチェックによりリスク・コントロールを図ります。
特定の銘柄や業種、国に対し、過度の集中がないように配慮します。
株式組入比率は原則として100%に近い水準を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）
①株式への投資割合に制限を設けません。ただし、外国または外国の者の発行する株券等に限ります。
②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
⑧有価証券先物取引等を行うことができます。
⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
⑩金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

短期資産マザーファンド
（基本方針）
この投資信託は、安定的な収益の確保を目標として運用を行います。
（運用方法）
①投資対象
わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
②投資態度
わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。
なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
（投資制限）
①外貨建資産への投資は行いません。
②有価証券先物取引等を行うことができます。
③スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
④金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

（３）【運用体制】

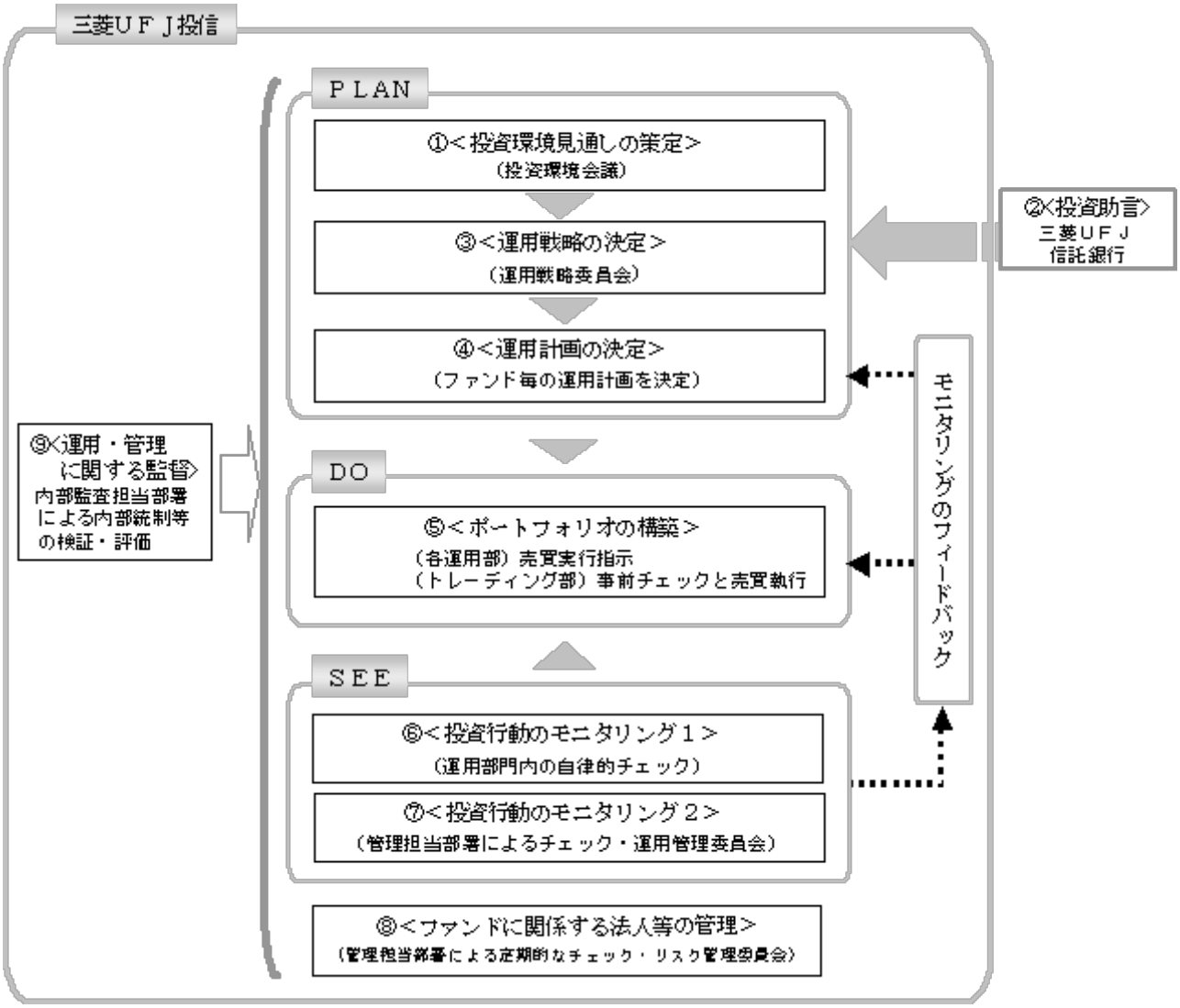

①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言
当ファンドは、三菱ＵＦＪ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

④運用計画の決定
③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥投資行動のモニタリング１
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑦投資行動のモニタリング２
運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑧ファンドに関係する法人等の管理
助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
⑨運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は平成25年５月３日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】
毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】
＜信託約款に定められた投資制限＞
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020」
①株式
ａ．委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
②外貨建資産
ａ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下②において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の40以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の40以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030」
①株式
ａ．委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
②外貨建資産

ａ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下②において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の45以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040」

①株式

ａ．委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の80以上となる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

ａ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下②において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の45以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

＜ファンド共通＞

①新株引受権証券および新株予約権証券

ａ．委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のう

ち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。
ｄ．ｃ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
④同一銘柄の転換社債等
ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
⑤スワップ取引
ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
⑥信用取引
ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
⑦外国為替予約取引
ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ｂ．ａ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ｃ．ｂ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
ｄ．ｂ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑨資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑩投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落

要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.1%※（税抜 ２%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「ターゲット・イヤーファンド」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020」

信託財産の純資産総額 × 年1.155%※（税抜 年1.1%）
委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.609%※ （税抜 年0.58%）	年0.462%※ （税抜 年0.44%）	年0.084%※ （税抜 年0.08%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030」
信託財産の純資産総額 × 下記の信託報酬率

計算期間(注)	信託報酬率
平成22年２月９日から平成32年２月７日の場合	年1.47%※ （税抜 年1.4%）
平成32年２月８日以降の場合	年1.155%※ （税抜 年1.1%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

計算期間(注)	委託会社	販売会社	受託会社
平成22年２月９日から 平成32年２月７日の場合	年0.7455%※ （税抜 年0.71%）	年0.6405%※ （税抜 年0.61%）	年0.084%※ （税抜 年0.08%）
平成32年２月８日以降の 場合	年0.609%※ （税抜 年0.58%）	年0.462%※ （税抜 年0.44%）	年0.084%※ （税抜 年0.08%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040」
信託財産の純資産総額 × 下記の信託報酬率

計算期間(注)	信託報酬率
平成22年２月９日から平成32年２月７日の場合	年1.575%※ （税抜 年1.5%）
平成32年２月８日から平成42年２月７日の場合	年1.47%※ （税抜 年1.4%）
平成42年２月８日以降の場合	年1.155%※ （税抜 年1.1%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

計算期間(注)	委託会社	販売会社	受託会社
平成22年２月９日から 平成32年２月７日の場合	年0.798%※ （税抜 年0.76%）	年0.693%※ （税抜 年0.66%）	年0.084%※ （税抜 年0.08%）
平成32年２月８日から 平成42年２月７日の場合	年0.7455%※ （税抜 年0.71%）	年0.6405%※ （税抜 年0.61%）	年0.084%※ （税抜 年0.08%）
平成42年２月８日以降の 場合	年0.609%※ （税抜 年0.58%）	年0.462%※ （税抜 年0.44%）	年0.084%※ （税抜 年0.08%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
（注）休日が変更となった場合は、日付が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】
①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息およ

び借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】
課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
①個人の受益者に対する課税
受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。
１．収益分配金の課税
普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
原則として、10.147％（所得税７％、復興特別所得税0.147％、地方税３％）の税率※で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。
２．解約時および償還時の課税
解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。
10.147％（所得税７％、復興特別所得税0.147％、地方税３％）の税率※による申告分離課税が適用されます。
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147％（所得税７％、復興特別所得税0.147％、地方税３％）の税率※で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。
解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
※平成26年１月１日以降の税率は、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％、地方税５％）となる予定です。
②法人の受益者に対する課税
受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7.147％（所得税７％、復興特別所得税0.147％）の税率※で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。
※平成26年１月１日以降の税率は、15.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％）となる予定です。

◇個別元本について
①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は平成25年２月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020」

（１）【投資状況】

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	517,950,109	98.80
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	6,269,363	1.20
純資産総額		524,219,472	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘 柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	国内債券マザーファンド	親投資信託受益証券	―	189,165,325	1.2669 1.2770	239,657,645 241,564,120	― ―	46.08
日本	国内株式マザーファンド	親投資信託受益証券	―	185,014,251	0.5183 0.5192	95,892,887 96,059,399	― ―	18.32
日本	短期資産マザーファンド	親投資信託受益証券	―	76,386,873	1.0209 1.0211	77,990,997 77,998,636	― ―	14.88
日本	世界債券マザーファンド	親投資信託受益証券	―	26,620,166	2.0724 2.0310	55,167,633 54,065,557	― ―	10.31
日本	世界株式マザーファンド	親投資信託受益証券	―	41,796,482	1.1697 1.1547	48,889,345 48,262,397	― ―	9.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.80
合 計	98.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額（１万口当たりの純資産価額）
第7計算期間末日（平成15年 8月 7日）	499,711,055 （分配付） 499,711,055 （分配落）	7,835（分配付） 7,835（分配落）
第8計算期間末日（平成16年 2月 9日）	515,560,761 （分配付） 515,560,761 （分配落）	8,061（分配付） 8,061（分配落）
第9計算期間末日（平成16年 8月 9日）	515,307,610 （分配付） 515,307,610 （分配落）	8,057（分配付） 8,057（分配落）
第10計算期間末日（平成17年 2月 7日）	530,758,459 （分配付） 530,758,459 （分配落）	8,372（分配付） 8,372（分配落）
第11計算期間末日（平成17年 8月 8日）	548,649,985 （分配付） 548,649,985 （分配落）	8,675（分配付） 8,675（分配落）
第12計算期間末日（平成18年 2月 7日）	632,539,370 （分配付） 632,539,370 （分配落）	10,023（分配付） 10,023（分配落）

第13計算期間末日 （平成18年 8月 7日）	601,565,166 （分配付） 601,565,166 （分配落）	9,604（分配付） 9,604（分配落）
第14計算期間末日 （平成19年 2月 7日）	626,309,924 （分配付） 623,291,031 （分配落）	10,198（分配付） 10,149（分配落）
第15計算期間末日 （平成19年 8月 7日）	621,395,759 （分配付） 618,460,416 （分配落）	10,263（分配付） 10,215（分配落）
第16計算期間末日 （平成20年 2月 7日）	575,076,262 （分配付） 575,076,262 （分配落）	9,480（分配付） 9,480（分配落）
第17計算期間末日 （平成20年 8月 7日）	570,955,863 （分配付） 570,955,863 （分配落）	9,404（分配付） 9,404（分配落）
第18計算期間末日 （平成21年 2月 9日）	470,850,521 （分配付） 470,850,521 （分配落）	7,750（分配付） 7,750（分配落）
第19計算期間末日 （平成21年 8月 7日）	510,695,347 （分配付） 510,695,347 （分配落）	8,388（分配付） 8,388（分配落）
第20計算期間末日 （平成22年 2月 8日）	500,646,570 （分配付） 500,646,570 （分配落）	8,236（分配付） 8,236（分配落）
第21計算期間末日 （平成22年 8月 9日）	489,399,132 （分配付） 489,399,132 （分配落）	8,278（分配付） 8,278（分配落）
第22計算期間末日 （平成23年 2月 7日）	499,824,430 （分配付） 499,824,430 （分配落）	8,452（分配付） 8,452（分配落）
第23計算期間末日 （平成23年 8月 8日）	477,281,802 （分配付） 477,281,802 （分配落）	8,091（分配付） 8,091（分配落）
第24計算期間末日 （平成24年 2月 7日）	475,699,170 （分配付） 475,699,170 （分配落）	8,068（分配付） 8,068（分配落）
第25計算期間末日 （平成24年 8月 7日）	473,707,721 （分配付） 473,707,721 （分配落）	8,119（分配付） 8,119（分配落）
第26計算期間末日 （平成25年 2月 7日）	524,186,777 （分配付） 524,186,777 （分配落）	8,985（分配付） 8,985（分配落）
平成24年 2月末日	491,121,384	8,328
3月末日	491,170,846	8,401
4月末日	485,816,359	8,307
5月末日	467,236,026	8,012
6月末日	473,553,488	8,120
7月末日	471,935,378	8,090
8月末日	471,864,804	8,086
9月末日	475,081,886	8,137
10月末日	477,146,116	8,185
11月末日	486,144,061	8,337
12月末日	500,742,184	8,585
平成25年 1月末日	518,201,411	8,883
2月末日	524,219,472	8,984

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	50円
第15計算期間	50円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円

第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第7計算期間	4.24
第8計算期間	2.88
第9計算期間	△0.04
第10計算期間	3.90
第11計算期間	3.61
第12計算期間	15.53
第13計算期間	△4.18
第14計算期間	6.18
第15計算期間	1.12
第16計算期間	△7.19
第17計算期間	△0.80
第18計算期間	△17.58
第19計算期間	8.23
第20計算期間	△1.81
第21計算期間	0.50
第22計算期間	2.10
第23計算期間	△4.27
第24計算期間	△0.28
第25計算期間	0.63
第26計算期間	10.66

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第7計算期間	2,751,342	4,958,799	637,819,742
第8計算期間	2,347,755	600,963	639,566,534
第9計算期間	2,007,992	2,009,450	639,565,076
第10計算期間	1,874,708	7,434,062	634,005,722
第11計算期間	1,895,590	3,424,707	632,476,605
第12計算期間	2,113,782	3,527,859	631,062,528
第13計算期間	1,638,924	6,362,227	626,339,225
第14計算期間	2,218,376	14,417,128	614,140,473
第15計算期間	4,793,370	13,491,237	605,442,606
第16計算期間	4,120,772	2,925,994	606,637,384
第17計算期間	1,566,940	1,083,121	607,121,203
第18計算期間	1,709,944	1,274,279	607,556,868
第19計算期間	1,606,661	342,218	608,821,311
第20計算期間	1,516,119	2,436,464	607,900,966
第21計算期間	1,424,893	18,146,275	591,179,584
第22計算期間	1,591,016	1,428,697	591,341,903
第23計算期間	1,377,248	2,802,451	589,916,700
第24計算期間	1,206,704	1,501,324	589,622,080
第25計算期間	1,128,690	7,320,880	583,429,890
第26計算期間	1,172,314	1,174,735	583,427,469

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030」

（１）投資状況

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	487,142,857	99.03
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	4,776,500	0.97
純資産総額		491,919,357	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘 柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	国内債券マザーファンド	親投資信託受益証券	―	172,696,747	1.2670 1.2770	218,806,779 220,533,745	― ―	44.83
日本	国内株式マザーファンド	親投資信託受益証券	―	275,852,011	0.5183 0.5192	142,974,098 143,222,364	― ―	29.12
日本	世界株式マザーファンド	親投資信託受益証券	―	57,807,457	1.1697 1.1547	67,617,383 66,750,270	― ―	13.57
日本	世界債券マザーファンド	親投資信託受益証券	―	27,886,006	2.0724 2.0310	57,790,958 56,636,478	― ―	11.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.03
合 計	99.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

下記計算期間末日および平成25年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額（１万口当たりの純資産価額）
第7計算期間末日（平成15年 8月 7日）	431,666,304 （分配付） 431,666,304 （分配落）	7,303（分配付） 7,303（分配落）
第8計算期間末日（平成16年 2月 9日）	449,351,894 （分配付） 449,351,894 （分配落）	7,591（分配付） 7,591（分配落）
第9計算期間末日（平成16年 8月 9日）	450,598,004 （分配付） 450,598,004 （分配落）	7,601（分配付） 7,601（分配落）
第10計算期間末日（平成17年 2月 7日）	471,124,986 （分配付） 471,124,986 （分配落）	7,953（分配付） 7,953（分配落）
第11計算期間末日（平成17年 8月 8日）	492,997,029 （分配付） 492,997,029 （分配落）	8,338（分配付） 8,338（分配落）
第12計算期間末日（平成18年 2月 7日）	591,580,493 （分配付） 591,580,493 （分配落）	10,040（分配付） 10,040（分配落）
第13計算期間末日（平成18年 8月 7日）	562,159,761 （分配付） 562,159,761 （分配落）	9,528（分配付） 9,528（分配落）
第14計算期間末日（平成19年 2月 7日）	599,720,698 （分配付） 591,038,229 （分配落）	10,280（分配付） 10,131（分配落）

第15計算期間末日 （平成19年 8月 7日）	603,219,866 （分配付） 600,409,890 （分配落）	10,265（分配付） 10,218（分配落）
第16計算期間末日 （平成20年 2月 7日）	543,351,196 （分配付） 543,351,196 （分配落）	9,140（分配付） 9,140（分配落）
第17計算期間末日 （平成20年 8月 7日）	526,521,158 （分配付） 526,521,158 （分配落）	9,027（分配付） 9,027（分配落）
第18計算期間末日 （平成21年 2月 9日）	401,771,901 （分配付） 401,771,901 （分配落）	6,863（分配付） 6,863（分配落）
第19計算期間末日 （平成21年 8月 7日）	452,288,044 （分配付） 452,288,044 （分配落）	7,702（分配付） 7,702（分配落）
第20計算期間末日 （平成22年 2月 8日）	440,986,154 （分配付） 440,986,154 （分配落）	7,494（分配付） 7,494（分配落）
第21計算期間末日 （平成22年 8月 9日）	440,727,290 （分配付） 440,727,290 （分配落）	7,467（分配付） 7,467（分配落）
第22計算期間末日 （平成23年 2月 7日）	461,716,933 （分配付） 461,716,933 （分配落）	7,789（分配付） 7,789（分配落）
第23計算期間末日 （平成23年 8月 8日）	430,781,320 （分配付） 430,781,320 （分配落）	7,248（分配付） 7,248（分配落）
第24計算期間末日 （平成24年 2月 7日）	428,641,350 （分配付） 428,641,350 （分配落）	7,193（分配付） 7,193（分配落）
第25計算期間末日 （平成24年 8月 7日）	430,311,653 （分配付） 430,311,653 （分配落）	7,222（分配付） 7,222（分配落）
第26計算期間末日 （平成25年 2月 7日）	498,837,197 （分配付） 498,837,197 （分配落）	8,361（分配付） 8,361（分配落）
平成24年 2月末日	448,591,690	7,526
3月末日	454,670,770	7,624
4月末日	446,649,086	7,486
5月末日	423,009,665	7,087
6月末日	431,766,876	7,231
7月末日	428,097,123	7,185
8月末日	427,716,115	7,177
9月末日	431,212,268	7,241
10月末日	434,817,811	7,300
11月末日	446,489,589	7,492
12月末日	466,565,828	7,824
平成25年 1月末日	490,492,834	8,222
2月末日	491,919,357	8,353

②分配の推移

	１万口当たりの分配金
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	150円
第15計算期間	50円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円

③収益率の推移

	収益率（%）
第7計算期間	5.70
第8計算期間	3.94
第9計算期間	0.13
第10計算期間	4.63
第11計算期間	4.84
第12計算期間	20.41
第13計算期間	△5.09
第14計算期間	7.89
第15計算期間	1.32
第16計算期間	△10.55
第17計算期間	△1.23
第18計算期間	△23.97
第19計算期間	12.22
第20計算期間	△2.70
第21計算期間	△0.36
第22計算期間	4.31
第23計算期間	△6.94
第24計算期間	△0.75
第25計算期間	0.40
第26計算期間	15.77

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済口数
第7計算期間	1,154,837	857,356	591,097,757
第8計算期間	1,361,359	528,833	591,930,283
第9計算期間	1,397,166	491,223	592,836,226
第10計算期間	1,218,174	1,673,854	592,380,546
第11計算期間	1,185,241	2,311,546	591,254,241
第12計算期間	2,341,915	4,356,818	589,239,338
第13計算期間	5,316,950	4,525,793	590,030,495
第14計算期間	2,001,916	8,620,647	583,411,764
第15計算期間	12,589,335	8,376,436	587,624,663
第16計算期間	8,121,963	1,264,644	594,481,982
第17計算期間	2,128,539	13,331,707	583,278,814
第18計算期間	2,433,034	297,824	585,414,024
第19計算期間	1,908,723	60,000	587,262,747
第20計算期間	4,472,084	3,298,708	588,436,123
第21計算期間	1,904,123	122,778	590,217,468
第22計算期間	2,616,002	67,348	592,766,122
第23計算期間	1,727,491	136,299	594,357,314
第24計算期間	2,581,017	1,056,737	595,881,594
第25計算期間	1,645,536	1,699,803	595,827,327
第26計算期間	1,580,829	817,001	596,591,155

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040」

（１）投資状況

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	455,323,516	98.78
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	5,624,822	1.22
純資産総額		460,948,338	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘 柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	国内株式マザーファンド	親投資信託受益証券	―	315,496,865	0.5183 0.5192	163,522,026 163,805,972	― ―	35.54
日本	国内債券マザーファンド	親投資信託受益証券	―	119,000,100	1.2670 1.2770	150,775,198 151,963,127	― ―	32.97
日本	世界株式マザーファンド	親投資信託受益証券	―	76,470,890	1.1697 1.1547	89,448,001 88,300,936	― ―	19.16
日本	世界債券マザーファンド	親投資信託受益証券	―	25,235,589	2.0724 2.0310	52,298,234 51,253,481	― ―	11.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.78
合 計	98.78

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

下記計算期間末日および平成25年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額（１万口当たりの純資産価額）
第7計算期間末日（平成15年 8月 7日）	438,396,335 （分配付） 438,396,335 （分配落）	6,715（分配付） 6,715（分配落）
第8計算期間末日（平成16年 2月 9日）	460,244,569 （分配付） 460,244,569 （分配落）	7,043（分配付） 7,043（分配落）
第9計算期間末日（平成16年 8月 9日）	453,241,162 （分配付） 453,241,162 （分配落）	7,046（分配付） 7,046（分配落）
第10計算期間末日（平成17年 2月 7日）	465,513,533 （分配付） 465,513,533 （分配落）	7,417（分配付） 7,417（分配落）
第11計算期間末日（平成17年 8月 8日）	483,400,815 （分配付） 483,400,815 （分配落）	7,840（分配付） 7,840（分配落）
第12計算期間末日（平成18年 2月 7日）	592,405,834 （分配付） 592,405,834 （分配落）	9,706（分配付） 9,706（分配落）
第13計算期間末日（平成18年 8月 7日）	545,850,365 （分配付） 545,850,365 （分配落）	9,149（分配付） 9,149（分配落）
第14計算期間末日（平成19年 2月 7日）	589,270,085 （分配付） 589,270,085 （分配落）	9,985（分配付） 9,985（分配落）

第15計算期間末日 （平成19年 8月 7日）	598,502,695 （分配付） 598,502,695 （分配落）	10,124（分配付） 10,124（分配落）
第16計算期間末日 （平成20年 2月 7日）	520,359,645 （分配付） 520,359,645 （分配落）	8,829（分配付） 8,829（分配落）
第17計算期間末日 （平成20年 8月 7日）	513,457,129 （分配付） 513,457,129 （分配落）	8,701（分配付） 8,701（分配落）
第18計算期間末日 （平成21年 2月 9日）	369,412,132 （分配付） 369,412,132 （分配落）	6,246（分配付） 6,246（分配落）
第19計算期間末日 （平成21年 8月 7日）	424,496,529 （分配付） 424,496,529 （分配落）	7,171（分配付） 7,171（分配落）
第20計算期間末日 （平成22年 2月 8日）	409,679,079 （分配付） 409,679,079 （分配落）	6,942（分配付） 6,942（分配落）
第21計算期間末日 （平成22年 8月 9日）	407,392,276 （分配付） 407,392,276 （分配落）	6,888（分配付） 6,888（分配落）
第22計算期間末日 （平成23年 2月 7日）	431,285,629 （分配付） 431,285,629 （分配落）	7,284（分配付） 7,284（分配落）
第23計算期間末日 （平成23年 8月 8日）	393,844,136 （分配付） 393,844,136 （分配落）	6,641（分配付） 6,641（分配落）
第24計算期間末日 （平成24年 2月 7日）	390,403,089 （分配付） 390,403,089 （分配落）	6,587（分配付） 6,587（分配落）
第25計算期間末日 （平成24年 8月 7日）	391,783,146 （分配付） 391,783,146 （分配落）	6,597（分配付） 6,597（分配落）
第26計算期間末日 （平成25年 2月 7日）	462,170,187 （分配付） 462,170,187 （分配落）	7,871（分配付） 7,871（分配落）
平成24年 2月末日	412,182,259	6,952
3月末日	418,948,746	7,064
4月末日	409,578,651	6,904
5月末日	382,620,746	6,448
6月末日	392,171,014	6,606
7月末日	389,426,071	6,558
8月末日	388,381,210	6,551
9月末日	392,656,256	6,621
10月末日	396,611,834	6,686
11月末日	408,104,702	6,896
12月末日	426,499,005	7,265
平成25年 1月末日	452,931,710	7,714
2月末日	460,948,338	7,851

②分配の推移

	１万口当たりの分配金
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円

③収益率の推移

	収益率（%）
第7計算期間	6.75
第8計算期間	4.88
第9計算期間	0.04
第10計算期間	5.26
第11計算期間	5.70
第12計算期間	23.80
第13計算期間	△5.73
第14計算期間	9.13
第15計算期間	1.39
第16計算期間	△12.79
第17計算期間	△1.44
第18計算期間	△28.21
第19計算期間	14.80
第20計算期間	△3.19
第21計算期間	△0.77
第22計算期間	5.74
第23計算期間	△8.82
第24計算期間	△0.81
第25計算期間	0.15
第26計算期間	19.31

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

（４）設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済口数
第7計算期間	3,715,958	4,968,384	652,850,215
第8計算期間	3,121,084	2,520,989	653,450,310
第9計算期間	2,639,360	12,800,763	643,288,907
第10計算期間	2,434,989	18,125,143	627,598,753
第11計算期間	1,698,947	12,677,579	616,620,121
第12計算期間	2,169,603	8,431,074	610,358,650
第13計算期間	1,787,367	15,518,043	596,627,974
第14計算期間	3,089,445	9,589,873	590,127,546
第15計算期間	4,634,480	3,604,432	591,157,594
第16計算期間	1,520,925	3,324,821	589,353,698
第17計算期間	1,690,854	944,942	590,099,610
第18計算期間	1,603,570	303,693	591,399,487
第19計算期間	1,688,903	1,130,554	591,957,836
第20計算期間	1,329,341	3,176,019	590,111,158
第21計算期間	1,417,657	50,121	591,478,694
第22計算期間	1,162,022	566,552	592,074,164
第23計算期間	1,076,552	70,526	593,080,190
第24計算期間	1,213,358	1,586,930	592,706,618
第25計算期間	1,138,891	―	593,845,509
第26計算期間	989,653	7,642,171	587,192,991

＜参考＞
「国内債券マザーファンド」
（１）投資状況

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	2,046,231,950	86.05
特殊債券	日本	202,314,000	8.51
社債券	日本	113,712,000	4.78
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	15,816,699	0.66
純資産総額		2,378,074,649	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産
①投資有価証券の主要銘柄
ａ評価額上位３０銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘 柄	種類	業種	券面総額（千円）	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	第３２３回利付国債（２年）	国債証券	―	167,000	100.11 100.0980	167,198,730 167,163,660	0.100000 2014/12/15	7.03
日本	第３１５回利付国債（１０年）	国債証券	―	136,000	104.98 105.7440	142,772,800 143,811,840	1.200000 2021/06/20	6.05
日本	第１０２回利付国債（５年）	国債証券	―	123,000	100.80 100.7940	123,991,380 123,976,620	0.300000 2016/12/20	5.21
日本	第７７回利付国債（２０年）	国債証券	―	107,000	111.27 112.7480	119,062,110 120,640,360	2.000000 2025/03/20	5.07
日本	第７回東日本旅客鉄道	社債券	―	100,000	113.88 113.7120	113,888,000 113,712,000	3.300000 2017/08/25	4.78
日本	第１０３回利付国債（５年）	国債証券	―	110,000	100.79 100.8250	110,874,500 110,907,500	0.300000 2017/03/20	4.66
日本	第３回緑資源債券（財投機関債）	特殊債券	―	100,000	102.36 102.2620	102,361,000 102,262,000	1.710000 2014/09/25	4.30
日本	第８２５回政府保証公営企業債券	特殊債券	―	100,000	100.09 100.0520	100,090,000 100,052,000	0.800000 2013/03/26	4.21
日本	第９９回利付国債（５年）	国債証券	―	93,000	101.16 101.1320	94,085,310 94,052,760	0.400000 2016/09/20	3.95
日本	第１７回利付国債（３０年）	国債証券	―	80,000	109.92 113.0200	87,941,600 90,416,000	2.400000 2034/12/20	3.80
日本	第１０６回利付国債（５年）	国債証券	―	90,000	100.34 100.4070	90,308,700 90,366,300	0.200000 2017/09/20	3.80
日本	第１４０回利付国債（２０年）	国債証券	―	80,000	98.90 101.3380	79,127,200 81,070,400	1.700000 2032/09/20	3.41
日本	第２９９回利付国債（１０年）	国債証券	―	74,000	106.27 106.6000	78,643,500 78,884,000	1.300000 2019/03/20	3.32
日本	第３２５回利付国債（１０年）	国債証券	―	66,000	100.53 101.4850	66,354,420 66,980,100	0.800000 2022/09/20	2.82
日本	第３１２回利付国債（１０年）	国債証券	―	62,000	105.29 105.9280	65,280,700 65,675,360	1.200000 2020/12/20	2.76
日本	第３１０回利付国債（１０年）	国債証券	―	59,000	103.81 104.5100	61,250,260 61,660,900	1.000000 2020/09/20	2.59
日本	第１１０回利付国債（２０年）	国債証券	―	55,000	108.76 111.4330	59,821,850 61,288,150	2.100000 2029/03/20	2.58
日本	第８８回利付国債（２０年）	国債証券	―	48,000	114.03 115.9360	54,736,800 55,649,280	2.300000 2026/06/20	2.34
日本	第９７回利付国債（５年）	国債証券	―	55,000	101.13 101.1010	55,624,800 55,605,550	0.400000 2016/06/20	2.34
日本	第３２１回利付国債（１０年）	国債証券	―	51,000	102.74 103.6980	52,397,910 52,885,980	1.000000 2022/03/20	2.22
日本	第２８２回利付国債（１０年）	国債証券	―	50,000	105.85 105.7500	52,928,500 52,875,000	1.700000 2016/09/20	2.22
日本	第２９４回利付国債（１０年）	国債証券	―	48,000	108.14 108.2570	51,907,680 51,963,360	1.700000 2018/06/20	2.19
日本	第１１９回利付国債（２０年）	国債証券	―	43,000	102.92 105.4960	44,257,750 45,363,280	1.800000 2030/06/20	1.91
日本	第１２１回利付国債（２０年）	国債証券	―	41,000	104.19 106.7420	42,718,310 43,764,220	1.900000 2030/09/20	1.84
日本	第３２回利付国債（３０年）	国債証券	―	34,000	107.44 111.2180	36,530,620 37,814,120	2.300000 2040/03/20	1.59
日本	第３５回利付国債（３０年）	国債証券	―	36,000	100.73 104.3610	36,263,880 37,569,960	2.000000 2041/09/20	1.58

日本	第２９８回利付国債（１０年）	国債証券	―	32,000	106.19 106.4860	33,982,560 34,075,520	1.300000 2018/12/20	1.43
日本	第４４回利付国債（２０年）	国債証券	―	28,000	114.45 115.0960	32,047,680 32,226,880	2.500000 2020/03/20	1.36
日本	第２８５回利付国債（１０年）	国債証券	―	30,000	106.55 106.4860	31,965,600 31,945,800	1.700000 2017/03/20	1.34
日本	第９２回利付国債（５年）	国債証券	―	30,000	100.68 100.6480	30,206,700 30,194,400	0.300000 2015/09/20	1.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	86.05
特殊債券	8.51
社債券	4.78
合 計	99.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

＜参考＞

「国内株式マザーファンド」

（１）投資状況

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	1,805,794,800	99.71
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	5,246,877	0.29
純資産総額		1,811,041,677	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘 柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
日本	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	25,900	3,790.00 3,710.00	98,161,000 96,089,000	― ―	5.31
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	19,800	4,815.00 4,765.00	95,337,000 94,347,000	― ―	5.21
日本	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	136,500	538.00 513.00	73,437,000 70,024,500	― ―	3.87
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	20,100	3,580.00 3,455.00	71,958,000 69,445,500	― ―	3.83
日本	東芝	株式	電気機器	115,000	414.00 427.00	47,610,000 49,105,000	― ―	2.71
日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	237,500	209.00 204.00	49,637,500 48,450,000	― ―	2.68
日本	信越化学工業	株式	化学	8,100	5,590.00 5,700.00	45,279,000 46,170,000	― ―	2.55
日本	丸紅	株式	卸売業	68,000	693.00 677.00	47,124,000 46,036,000	― ―	2.54
日本	日東電工	株式	化学	8,200	5,730.00 5,450.00	46,986,000 44,690,000	― ―	2.47
日本	オリックス	株式	その他金融業	4,250	10,850.00 10,320.00	46,112,500 43,860,000	― ―	2.42
日本	東京海上ホールディングス	株式	保険業	16,200	2,713.00 2,618.00	43,950,600 42,411,600	― ―	2.34
日本	リンナイ	株式	金属製品	6,200	6,280.00 6,650.00	38,936,000 41,230,000	― ―	2.28
日本	日産自動車	株式	輸送用機器	43,200	993.00 937.00	42,897,600 40,478,400	― ―	2.24

日本	三井不動産	株式	不動産業	17,000	2,095.00 2,358.00	35,615,000 40,086,000	— —	2.21
日本	三井物産	株式	卸売業	25,400	1,406.00 1,374.00	35,712,400 34,899,600	— —	1.93
日本	ブリヂストン	株式	ゴム製品	10,900	2,546.51 2,844.00	27,757,051 30,999,600	— —	1.71
日本	富士フイルムホールディングス	株式	化学	15,300	1,828.00 1,780.00	27,968,400 27,234,000	— —	1.50
日本	沢井製薬	株式	医薬品	2,700	9,740.00 10,060.00	26,298,000 27,162,000	— —	1.50
日本	いすゞ自動車	株式	輸送用機器	47,000	633.00 570.00	29,751,000 26,790,000	— —	1.48
日本	ジェイ エフ イー ホールディングス	株式	鉄鋼	13,200	2,182.00 1,987.00	28,802,400 26,228,400	— —	1.45
日本	カカクコム	株式	サービス業	7,200	3,495.00 3,600.00	25,164,000 25,920,000	— —	1.43
日本	塩野義製薬	株式	医薬品	13,700	1,708.00 1,889.00	23,399,600 25,879,300	— —	1.43
日本	シップヘルスケアホールディングス	株式	卸売業	9,700	2,441.00 2,651.00	23,677,700 25,714,700	— —	1.42
日本	日本特殊陶業	株式	ガラス・土石製品	18,000	1,199.03 1,408.00	21,582,676 25,344,000	— —	1.40
日本	ワコム	株式	電気機器	75	310,000.00 333,500.00	23,250,000 25,012,500	— —	1.38
日本	参天製薬	株式	医薬品	5,900	3,730.00 4,150.00	22,007,000 24,485,000	— —	1.35
日本	ユニ・チャーム	株式	化学	4,400	5,070.00 5,370.00	22,308,000 23,628,000	— —	1.30
日本	東京建物	株式	不動産業	45,000	434.08 517.00	19,533,856 23,265,000	— —	1.28
日本	フジ・メディア・ホールディングス	株式	情報・通信業	143	148,800.00 162,500.00	21,278,400 23,237,500	— —	1.28
日本	三菱地所	株式	不動産業	10,000	2,143.00 2,310.00	21,430,000 23,100,000	— —	1.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	建設業	0.87
	繊維製品	0.50
	化学	10.59
	医薬品	5.01
	石油・石炭製品	1.78
	ゴム製品	1.71
	ガラス・土石製品	1.40
	鉄鋼	1.45
	非鉄金属	1.25
	金属製品	2.85
	機械	3.58
	電気機器	10.40
	輸送用機器	16.24
	精密機器	0.64
	その他製品	1.63
	海運業	0.81
	空運業	0.78
	情報・通信業	4.43
	卸売業	6.37
	小売業	1.87
	銀行業	11.85
	証券、商品先物取引業	0.68
	保険業	2.34
	その他金融業	3.30
	不動産業	4.77
	サービス業	2.60
合 計		99.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

＜参考＞
「世界債券マザーファンド」
（１）投資状況

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	255,452,201	40.61
	フランス	66,094,336	10.51
	ベルギー	64,155,777	10.20
	イギリス	45,577,366	7.25
	ポーランド	41,379,643	6.58
	ドイツ	39,969,427	6.35
	オランダ	25,128,011	3.99
	オーストリア	20,482,186	3.26
	オーストラリア	19,190,196	3.05
	カナダ	17,179,099	2.73
	スイス	8,724,599	1.39
	マレーシア	3,845,010	0.61
	スウェーデン	3,732,409	0.59
	シンガポール	2,392,387	0.38
	ノルウェー	1,616,628	0.26
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	—	14,100,578	2.24
純資産総額		629,019,853	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産
①投資有価証券の主要銘柄
ａ評価額上位３０銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	券面総額	上段：帳簿価額 下段：評価額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
アメリカ	3.125 T-NOTE 170131	国債証券	—	444,000.00	10,167.42 10,172.4863	45,143,376 45,165,839	3.125000 2017/01/31	7.18
アメリカ	3.75 T-NOTE 181115	国債証券	—	402,000.00	10,671.17 10,705.8642	42,898,114 43,037,573	3.750000 2018/11/15	6.84
アメリカ	4 T-NOTE 140215	国債証券	—	430,000.00	9,612.00 9,591.0465	41,331,624 41,241,499	4.000000 2014/02/15	6.56
アメリカ	3.625 T-NOTE 210215	国債証券	—	370,000.00	10,694.30 10,749.2283	39,568,910 39,772,144	3.625000 2021/02/15	6.32
アメリカ	4 T-NOTE 150215	国債証券	—	398,000.00	9,947.35 9,930.0089	39,590,470 39,521,434	4.000000 2015/02/15	6.28
ベルギー	3.25 BEL GOVT 160928	国債証券	—	249,000.00	13,205.71 13,268.3655	32,882,232 33,038,230	3.250000 2016/09/28	5.25
ポーランド	5.5 POLAND 191025	国債証券	—	986,000.00	3,249.67 3,228.9075	32,041,795 31,837,027	5.500000 2019/10/25	5.06
フランス	2.25 BTAN 160225	国債証券	—	230,000.00	12,765.95 12,811.5697	29,361,687 29,466,610	2.250000 2016/02/25	4.68
アメリカ	3.25 T-NOTE 160531	国債証券	—	203,000.00	10,106.71 10,101.6583	20,516,636 20,506,366	3.250000 2016/05/31	3.26
フランス	5.5 O.A.T 290425	国債証券	—	123,000.00	16,239.05 16,369.8322	19,974,041 20,134,893	5.500000 2029/04/25	3.20
オーストラリア	5.25 AUST GOVT 190315	国債証券	—	180,000.00	10,582.67 10,661.2205	19,048,817 19,190,196	5.250000 2019/03/15	3.05
オランダ	3.75 NETH GOVT 140715	国債証券	—	146,000.00	12,773.25 12,772.0335	18,648,945 18,647,168	3.750000 2014/07/15	2.96
フランス	3.75 O.A.T 210425	国債証券	—	118,000.00	13,837.07 13,976.9767	16,327,753 16,492,832	3.750000 2021/04/25	2.62
イギリス	3.75 GILT 200907	国債証券	—	95,000.00	16,122.89 16,255.5478	15,316,753 15,442,770	3.750000 2020/09/07	2.46

アメリカ	4.375 T-BOND 380215	国債証券	―	130,000.00	11,496.53 11,616.5096	14,945,495 15,101,461	4.375000 2038/02/15	2.40
ドイツ	4.25 BUND 180704	国債証券	―	100,000.00	14,416.13 14,555.4225	14,416,133 14,555,422	4.250000 2018/07/04	2.31
オーストリア	3.5 AUSTRIA GOVT 150715	国債証券	―	100,000.00	13,071.90 13,109.6122	13,071,900 13,109,612	3.500000 2015/07/15	2.08
ベルギー	3.75 BEL GOVT 150928	国債証券	―	93,000.00	13,166.17 13,202.0662	12,244,546 12,277,921	3.750000 2015/09/28	1.95
ベルギー	4.25 BEL GOVT 210928	国債証券	―	84,000.00	14,203.85 14,339.4937	11,931,237 12,045,174	4.250000 2021/09/28	1.91
イギリス	6 GILT 281207	国債証券	―	58,000.00	20,093.96 20,216.7892	11,654,499 11,725,737	6.000000 2028/12/07	1.86
アメリカ	2.75 T-BOND 420815	国債証券	―	129,000.00	8,502.96 8,609.2118	10,968,831 11,105,882	2.750000 2042/08/15	1.77
カナダ	3.75 CAN GOVT 190601	国債証券	―	107,000.00	10,159.43 10,236.4074	10,870,594 10,952,955	3.750000 2019/06/01	1.74
ポーランド	5.25 POLAND 171025	国債証券	―	305,000.00	3,144.37 3,128.7262	9,590,343 9,542,615	5.250000 2017/10/25	1.52
スイス	3 SWISS GOVT 190512	国債証券	―	75,000.00	11,589.45 11,632.7988	8,692,094 8,724,599	3.000000 2019/05/12	1.39
イギリス	4.25 GILT 401207	国債証券	―	51,000.00	16,440.13 16,541.9026	8,384,468 8,436,370	4.250000 2040/12/07	1.34
オーストリア	4.15 AUSTRIA GOVT 370315	国債証券	―	48,000.00	15,228.14 15,359.5290	7,309,510 7,372,573	4.150000 2037/03/15	1.17
ドイツ	4 BUND 370104	国債証券	―	45,000.00	15,875.93 16,059.6247	7,144,169 7,226,831	4.000000 2037/01/04	1.15
ベルギー	4.25 BEL GOVT 410328	国債証券	―	47,000.00	14,263.46 14,456.2777	6,703,827 6,794,450	4.250000 2041/03/28	1.08
オランダ	3.25 NETH GOVT 210715	国債証券	―	47,000.00	13,673.45 13,789.0275	6,426,526 6,480,842	3.250000 2021/07/15	1.03
ドイツ	4 BUND 160704	国債証券	―	46,000.00	13,647.91 13,708.1302	6,278,040 6,305,739	4.000000 2016/07/04	1.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	97.76
合 計	97.76

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

＜参考＞

「世界株式マザーファンド」

（１）投資状況

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	610,555,359	61.65
	イギリス	85,718,231	8.65
	スウェーデン	68,893,808	6.96
	オーストラリア	60,586,798	6.12
	スイス	39,430,335	3.98
	フランス	21,823,311	2.20
	ベルギー	18,651,463	1.88
	香港	17,469,277	1.76
	スペイン	14,347,011	1.45
	デンマーク	11,759,966	1.19
	ギリシャ	9,593,367	0.97
	ドイツ	9,563,301	0.97
	シンガポール	8,307,689	0.84
	フィンランド	6,841,571	0.69
投資証券	オーストラリア	1,891,565	0.19

コール・ローン、その他資産（負債控除後）	—	4,988,166	0.50
純資産総額		990,421,218	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評価額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
アメリカ	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	504	42,309.44 41,127.17	21,323,962 20,728,094	— —	2.09
アメリカ	MARKEL CORP	株式	保険	455	45,792.45 45,098.62	20,835,564 20,519,874	— —	2.07
アメリカ	ORACLE CORP	株式	ソフトウェア・サービス	6,290	3,247.10 3,208.24	20,424,265 20,179,872	— —	2.04
スウェーデン	INVESTOR AB-B SHS	株式	各種金融	7,190	2,630.49 2,701.00	18,913,237 19,420,211	— —	1.96
アメリカ	HARLEY-DAVIDSON INC	株式	自動車・自動車部品	4,010	4,892.85 4,831.79	19,620,344 19,375,507	— —	1.96
スウェーデン	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	株式	銀行	4,810	3,670.88 3,971.64	17,656,976 19,103,588	— —	1.93
アメリカ	EBAY INC	株式	ソフトウェア・サービス	3,495	5,190.73 5,009.41	18,141,622 17,507,910	— —	1.77
アメリカ	PFIZER INC	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6,893	2,527.37 2,535.69	17,425,314 17,478,573	— —	1.76
アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	食品・飲料・タバコ	2,055	8,112.20 8,458.18	16,670,574 17,381,579	— —	1.75
アメリカ	EXXON MOBIL CORP	株式	エネルギー	2,070	8,306.47 8,282.42	17,194,398 17,144,610	— —	1.73
スウェーデン	ATLAS COPCO AB-A SHS	株式	資本財	6,360	2,616.10 2,685.17	16,638,408 17,077,706	— —	1.72
アメリカ	WAL-MART STORES INC	株式	食品・生活必需品小売り	2,525	6,596.88 6,629.26	16,657,142 16,738,898	— —	1.69
アメリカ	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	株式	保険	1,690	9,050.25 9,362.93	15,294,928 15,823,363	— —	1.60
アメリカ	FASTENAL CO	株式	資本財	3,260	4,625.50 4,837.34	15,079,130 15,769,754	— —	1.59
アメリカ	TRIPADVISOR INC	株式	小売	3,660	4,347.97 4,187.92	15,913,570 15,327,815	— —	1.55
アメリカ	PROGRESSIVE CORP	株式	保険	6,710	2,142.53 2,270.19	14,376,387 15,233,011	— —	1.54
アメリカ	M & T BANK CORP	株式	銀行	1,600	9,625.66 9,496.15	15,401,064 15,193,842	— —	1.53
スイス	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・タバコ	2,275	6,391.26 6,416.17	14,540,126 14,596,791	— —	1.47
アメリカ	LIFE TECHNOLOGIES CORP	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,715	5,877.16 5,363.72	15,956,490 14,562,526	— —	1.47
スイス	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	645	20,105.33 21,111.59	12,967,940 13,616,980	— —	1.37
アメリカ	EOG RESOURCES INC	株式	エネルギー	1,150	11,995.77 11,741.36	13,795,137 13,502,574	— —	1.36
アメリカ	WATERS CORP	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,555	8,530.34 8,601.57	13,264,689 13,375,456	— —	1.35
アメリカ	OMNICOM GROUP	株式	メディア	2,490	5,027.91 5,315.62	12,519,517 13,235,905	— —	1.34
ベルギー	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	株式	各種金融	1,760	7,322.11 7,373.20	12,886,919 12,976,843	— —	1.31
アメリカ	FIRST REPUBLIC BANK/CA	株式	銀行	3,815	3,431.19 3,371.98	13,090,012 12,864,139	— —	1.30
アメリカ	SCHLUMBERGER LTD	株式	エネルギー	1,775	7,283.31 7,206.52	12,927,879 12,791,588	— —	1.29
アメリカ	WELLPOINT INC	株式	ヘルスケア機器・サービス	2,160	6,051.07 5,778.17	13,070,330 12,480,857	— —	1.26
アメリカ	PEPSICO INC	株式	食品・飲料・タバコ	1,770	6,731.95 6,982.65	11,915,556 12,359,298	— —	1.25
オーストラリア	BHP BILLITON LTD	株式	素材	3,469	3,559.14 3,480.41	12,346,681 12,073,554	— —	1.22
アメリカ	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	4,690	2,529.22 2,572.70	11,862,057 12,065,977	— —	1.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	エネルギー	8.26
	素材	7.40
	資本財	8.95
	商業・専門サービス	2.20
	運輸	1.26
	自動車・自動車部品	2.58
	耐久消費財・アパレル	1.45
	消費者サービス	0.33
	メディア	1.71
	小売	5.72
	食品・生活必需品小売り	3.86
	食品・飲料・タバコ	8.00
	家庭用品・パーソナル用品	1.77
	ヘルスケア機器・サービス	3.35
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.43
	銀行	9.40
	各種金融	5.69
	保険	6.46
	不動産	0.67
	ソフトウェア・サービス	6.09
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.43
	電気通信サービス	0.43
	半導体・半導体製造装置	1.88
	小計	99.31
投資証券	―	0.19
合 計		99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

＜参考＞

「短期資産マザーファンド」

（１）投資状況

平成25年2月28日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	279,984,420	97.21
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	8,042,788	2.79
純資産総額		288,027,208	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成25年2月28日現在

国／地域	銘 柄	種類	業種	券面総額（千円）	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限（年/月/日）	投資比率（%）
日本	第３２７回国庫短期証券	国債証券	―	140,000	99.99 99.9983	139,992,300 139,997,620	― 2013/03/04	48.61
日本	第３４２回国庫短期証券	国債証券	―	80,000	99.98 99.9886	79,985,440 79,990,880	― 2013/05/07	27.77
日本	第３３５回国庫短期証券	国債証券	―	60,000	99.98 99.9932	59,992,260 59,995,920	― 2013/04/08	20.83

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年2月28日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	97.21
合 計	97.21

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

［参考情報］

運用実績

三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020

1 基準価額・純資産の推移（2003年2月28日～2013年2月28日）

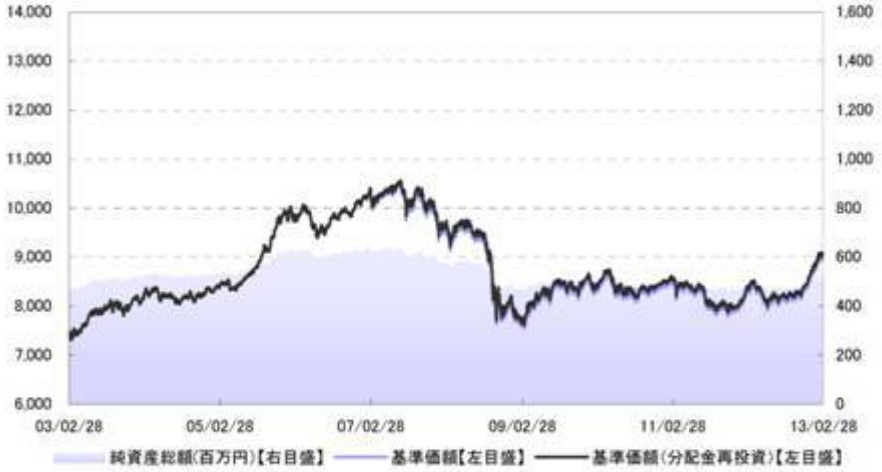

・基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
・基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を再投資したものとして計算

2 分配の推移

2013 年 2月	0円
2012 年 8月	0円
2012 年 2月	0円
2011 年 8月	0円
2011 年 2月	0円
2010 年 8月	0円
設定来累計	100円

・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況（2013年2月28日現在）

資産別構成	比率
国内株式	18.3%
国内債券	60.2%
外国株式	9.2%
外国債券	10.1%
コールローン他（負債控除後）	2.2%
合計	100.0%

通貨別構成	比率
円	80.5%
アメリカドル	9.9%
ユーロ	4.4%
イギリスポンド	1.6%
オーストラリアドル	0.9%
スウェーデンクローネ	0.7%
ポーランドズロチ	0.7%
スイスフラン	0.5%
その他	0.8%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	日本	1.0%
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.0%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	0.7%
本田技研工業	株式	輸送用機器	日本	0.7%
東芝	株式	電気機器	日本	0.5%
第327回国庫短期証券	債券	国債	日本	7.2%
第342回国庫短期証券	債券	国債	日本	4.1%
第323回利付国債（2年）	債券	国債	日本	3.2%
第335回国庫短期証券	債券	国債	日本	3.1%
第315回利付国債（10年）	債券	国債	日本	2.8%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
・投資信託証券（REITを含む）の組み入れがある場合、株式に含めて表示
・国内債券には短期資産として保有している国内債券を含みます。

4 年間収益率の推移

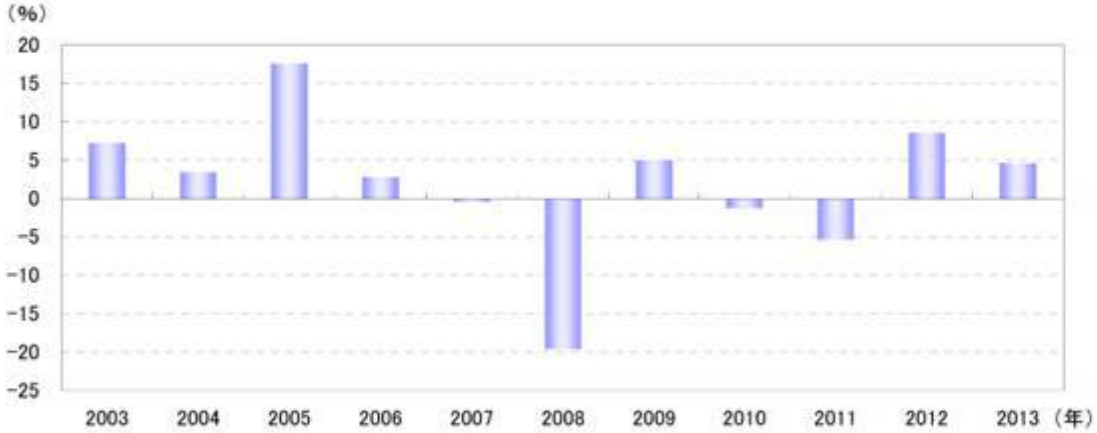

・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
・2013年は2月28日までの収益率を表示
・ファンドにベンチマークはありません。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030

1 基準価額・純資産の推移（2003年2月28日～2013年2月28日）

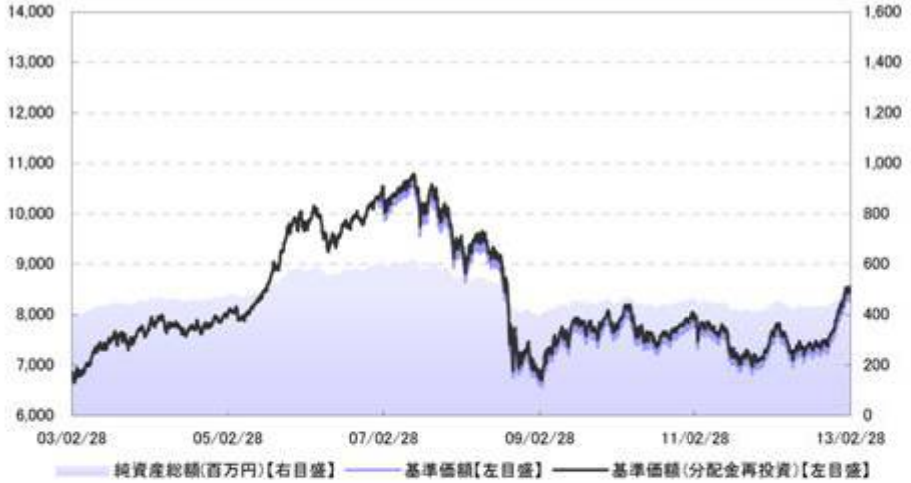

・基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
・基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を再投資したものとして計算

2 分配の推移

2013 年 2月	0円
2012 年 8月	0円
2012 年 2月	0円
2011 年 8月	0円
2011 年 2月	0円
2010 年 8月	0円
設定来累計	200円

・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況（2013年2月28日現在）

資産別構成	比率
国内株式	29.0%
国内債券	44.5%
外国株式	13.5%
外国債券	11.3%
コールローン他（負債控除後）	1.7%
合計	100.0%

通貨別構成	比率
円	75.1%
アメリカドル	13.1%
ユーロ	5.1%
イギリスポンド	2.0%
オーストラリアドル	1.2%
スウェーデンクローネ	1.0%
ポーランドズロチ	0.8%
スイスフラン	0.7%
その他	1.0%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	日本	1.5%
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.5%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.1%
本田技研工業	株式	輸送用機器	日本	1.1%
東芝	株式	電気機器	日本	0.8%
第323回利付国債（2年）	債券	国債	日本	3.2%
第315回利付国債（10年）	債券	国債	日本	2.7%
第102回利付国債（5年）	債券	国債	日本	2.3%
第77回利付国債（20年）	債券	国債	日本	2.3%
第7回東日本旅客鉄道	債券	社債	日本	2.1%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
・投資信託証券（REITを含む）の組み入れがある場合、株式に含めて表示
・国内債券には短期資産として保有している国内債券を含みます。

4 年間収益率の推移

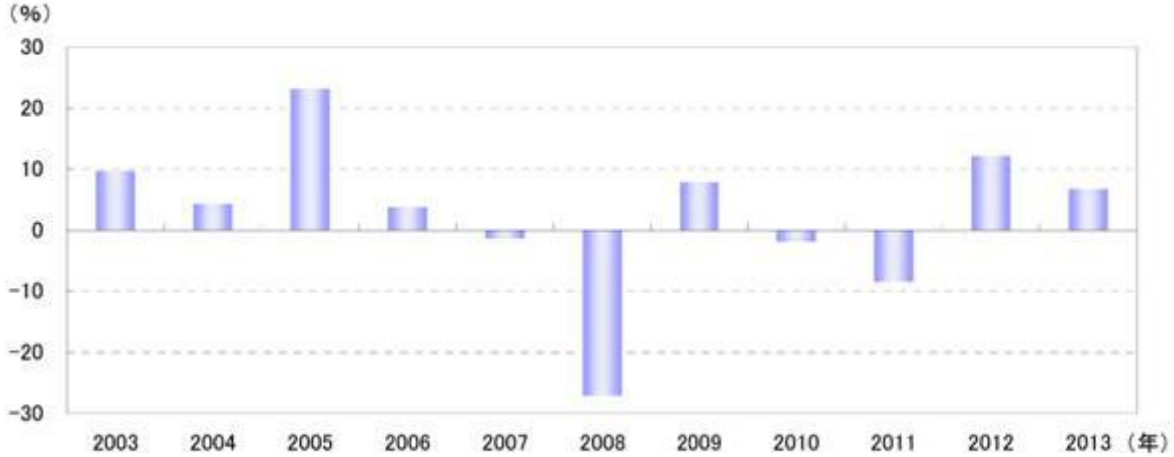

・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
・2013年は2月28日までの収益率を表示
・ファンドにベンチマークはありません。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040

1 基準価額・純資産の推移（2003年2月28日～2013年2月28日）

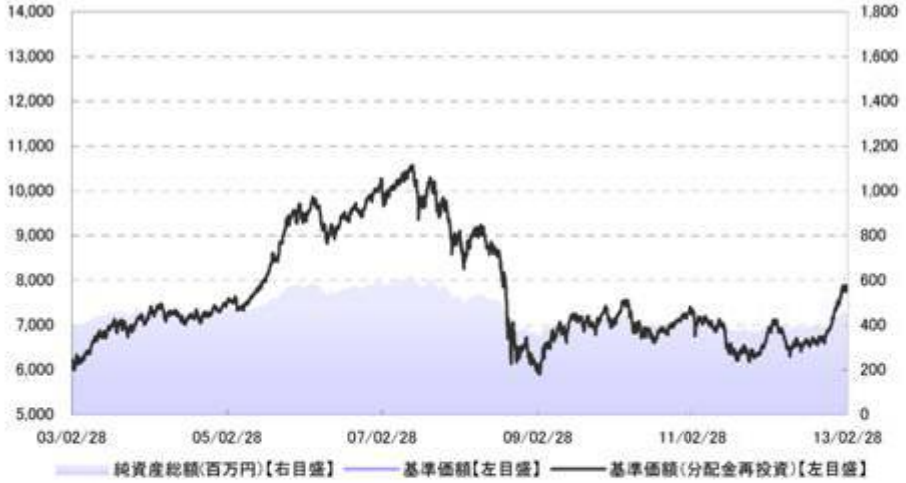

・基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
・基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を再投資したものとして計算

2 分配の推移

2013 年 2月	0円
2012 年 8月	0円
2012 年 2月	0円
2011 年 8月	0円
2011 年 2月	0円
2010 年 8月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況（2013年2月28日現在）

資産別構成	比率
国内株式	35.4%
国内債券	32.7%
外国株式	19.1%
外国債券	10.9%
コールローン他（負債控除後）	1.9%
合計	100.0%

通貨別構成	比率
円	69.9%
アメリカドル	16.4%
ユーロ	5.5%
イギリスポンド	2.5%
オーストラリアドル	1.6%
スウェーデンクローネ	1.4%
スイスフラン	0.9%
ポーランドズロチ	0.7%
その他	1.1%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種類	業種／種別	国・地域	比率
三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	日本	1.9%
トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.9%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.4%
本田技研工業	株式	輸送用機器	日本	1.4%
東芝	株式	電気機器	日本	1.0%
第323回利付国債（2年）	債券	国債	日本	2.3%
第315回利付国債（10年）	債券	国債	日本	2.0%
第102回利付国債（5年）	債券	国債	日本	1.7%
第77回利付国債（20年）	債券	国債	日本	1.7%
第7回東日本旅客鉄道	債券	社債	日本	1.6%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
・投資信託証券（REITを含む）の組み入れがある場合、株式に含めて表示
・国内債券には短期資産として保有している国内債券を含みます。

4 年間収益率の推移

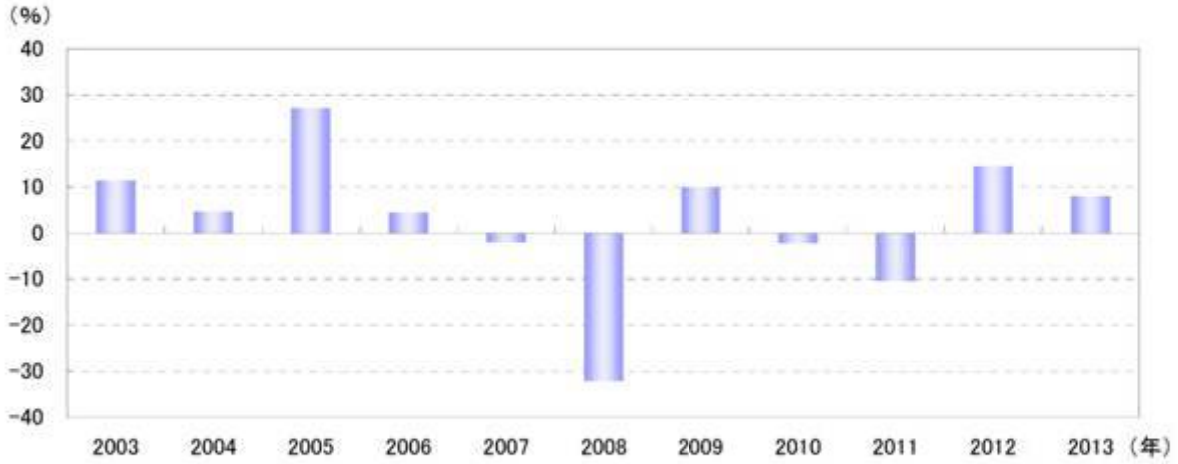

・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
・2013年は2月28日までの収益率を表示
・ファンドにベンチマークはありません。

・ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額 × 2.1%※（税抜 ２%）を上限として販売会社が定める手数料率 再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 スイッチングの際には申込手数料はかかりません。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後３時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	１口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

解約請求 受付時間	原則、午後３時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の 算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の 算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の 照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

受益証券の 保管	該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間	平成12年２月８日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年２月８日から８月７日まで、および８月８日から翌年２月７日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの 償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の 変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの 償還等に 関する 開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立て および 反対者の 買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の 作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 ただし、平成25年６月21日以降は、以下の通り変更される予定です。 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「２　換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドの計算期間は６ヵ月であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、第 26 期計算期間（平成24年8月8日から平成25年2月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,525,355	10,379,437
親投資信託受益証券	464,943,948	516,647,485
未収利息	26	23
流動資産合計	476,469,329	527,026,945
資産合計	476,469,329	527,026,945
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	200,202	205,890
未払委託者報酬	2,552,464	2,625,062
その他未払費用	8,942	9,216
流動負債合計	2,761,608	2,840,168
負債合計	2,761,608	2,840,168
純資産の部		
元本等		
元本	※1 583,429,890	※1 583,427,469
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △109,722,169	※2 △59,240,692
（分配準備積立金）	50,284,452	53,731,360
元本等合計	473,707,721	524,186,777
純資産合計	473,707,721	524,186,777
負債純資産合計	476,469,329	527,026,945

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 25 期 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日	第 26 期 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日
営業収益		
受取利息	3,036	3,094
有価証券売買等損益	5,952,899	53,303,537
営業収益合計	5,955,935	53,306,631
営業費用		
受託者報酬	200,202	205,890
委託者報酬	2,552,464	2,625,062
その他費用	8,942	9,216
営業費用合計	2,761,608	2,840,168
営業利益	3,194,327	50,466,463
経常利益	3,194,327	50,466,463
当期純利益	3,194,327	50,466,463
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	204,977	9,180
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△113,922,910	△109,722,169
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,414,432	220,914
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,414,432	220,914
剰余金減少額又は欠損金増加額	203,041	196,720
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	203,041	196,720
分配金	― ※1	― ※1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△109,722,169	△59,240,692

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020」
（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法	（1）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （2）親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
※１ 期首元本額	589,622,080円	583,429,890円
期中追加設定元本額	1,128,690円	1,172,314円
期中一部解約元本額	7,320,880円	1,174,735円
※２ 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	109,722,169円	59,240,692円
３ 受益権の総数	583,429,890口	583,427,469口
４ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.8119円 (8,119円)	0.8985円 (8,985円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）
第 25 期（自 平成24年2月8日 至 平成24年8月7日）
※１ 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	2,216,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	2,069,430円
分配準備積立金額	D	48,067,779円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,353,882円
当ファンドの期末残存口数	F	583,429,890口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	897円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

第 26 期（自 平成24年8月8日 至 平成25年2月7日）
※１ 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	3,548,059円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	2,171,628円
分配準備積立金額	D	50,183,301円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,902,988円
当ファンドの期末残存口数	F	583,427,469口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	958円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 25 期 （ 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日 ）	第 26 期 （ 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（４）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同 左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	同 左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,033,668	47,650,682
合計	5,033,668	47,650,682

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	194,295,828	246,153,384	
	国内株式マザーファンド	188,997,522	97,957,415	
	世界債券マザーファンド	27,103,212	56,168,696	
	世界株式マザーファンド	48,625,283	56,876,993	
	短期資産マザーファンド	58,267,382	59,490,997	
	親投資信託受益証券 小計	517,289,227	516,647,485	
合計		517,289,227	516,647,485	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,027,493	9,924,226
親投資信託受益証券	422,490,514	492,232,454
未収利息	25	22
流動資産合計	433,518,032	502,156,702
資産合計	433,518,032	502,156,702
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	182,757	189,203
未払委託者報酬	3,015,457	3,121,850
その他未払費用	8,165	8,452
流動負債合計	3,206,379	3,319,505
負債合計	3,206,379	3,319,505
純資産の部		
元本等		
元本	※1 595,827,327	※1 596,591,155
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △165,515,674	※2 △97,753,958
（分配準備積立金）	34,259,211	38,145,397
元本等合計	430,311,653	498,837,197
純資産合計	430,311,653	498,837,197
負債純資産合計	433,518,032	502,156,702

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 25 期 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日	第 26 期 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日
営業収益		
受取利息	2,817	2,994
有価証券売買等損益	4,888,880	71,241,940
営業収益合計	4,891,697	71,244,934
営業費用		
受託者報酬	182,757	189,203
委託者報酬	3,015,457	3,121,850
その他費用	8,165	8,452
営業費用合計	3,206,379	3,319,505
営業利益	1,685,318	67,925,429
経常利益	1,685,318	67,925,429
当期純利益	1,685,318	67,925,429
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△3,012	903
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△167,240,244	△165,515,674
剰余金増加額又は欠損金減少額	477,000	226,952
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	477,000	226,952
剰余金減少額又は欠損金増加額	440,760	389,762
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	440,760	389,762
分配金	― ※1	― ※1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△165,515,674	△97,753,958

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030」
（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法	（1）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （2）親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
※１ 期首元本額	595,881,594円	595,827,327円
期中追加設定元本額	1,645,536円	1,580,829円
期中一部解約元本額	1,699,803円	817,001円
※２ 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	165,515,674円	97,753,958円
３ 受益権の総数	595,827,327口	596,591,155口
４ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.7222円 （7,222円）	0.8361円 （8,361円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）
第 25 期（自 平成24年2月8日 至 平成24年8月7日）
※１ 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	1,595,242円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	2,218,033円
分配準備積立金額	D	32,663,969円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,477,244円
当ファンドの期末残存口数	F	595,827,327口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	612円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

第 26 期（自 平成24年8月8日 至 平成25年2月7日）
※１ 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	3,933,140円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	2,313,455円
分配準備積立金額	D	34,212,257円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,458,852円
当ファンドの期末残存口数	F	596,591,155口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	678円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 25 期 （ 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日 ）	第 26 期 （ 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（４）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同 左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	同 左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,936,187	66,226,754
合計	3,936,187	66,226,754

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	161,658,173	204,804,739	
	国内株式マザーファンド	289,485,091	150,040,122	
	世界債券マザーファンド	27,886,006	57,790,958	
	世界株式マザーファンド	68,048,761	79,596,635	
	親投資信託受益証券 小計	547,078,031	492,232,454	
合計		547,078,031	492,232,454	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,334,333	9,347,196
親投資信託受益証券	384,583,941	456,072,172
未収利息	23	21
流動資産合計	394,918,297	465,419,389
資産合計	394,918,297	465,419,389
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	166,819	172,882
未払委託者報酬	2,960,886	3,068,601
その他未払費用	7,446	7,719
流動負債合計	3,135,151	3,249,202
負債合計	3,135,151	3,249,202
純資産の部		
元本等		
元本	※1 593,845,509	※1 587,192,991
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △202,062,363	※2 △125,022,804
（分配準備積立金）	36,665,561	39,976,249
元本等合計	391,783,146	462,170,187
純資産合計	391,783,146	462,170,187
負債純資産合計	394,918,297	465,419,389

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 25 期 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日	第 26 期 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日
営業収益		
受取利息	2,597	2,766
有価証券売買等損益	3,748,600	78,288,231
営業収益合計	3,751,197	78,290,997
営業費用		
受託者報酬	166,819	172,882
委託者報酬	2,960,886	3,068,601
その他費用	7,446	7,719
営業費用合計	3,135,151	3,249,202
営業利益	616,046	75,041,795
経常利益	616,046	75,041,795
当期純利益	616,046	75,041,795
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	―	289,644
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△202,303,529	△202,062,363
剰余金増加額又は欠損金減少額	―	2,600,212
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	2,600,212
剰余金減少額又は欠損金増加額	374,880	312,804
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	374,880	312,804
分配金	― ※1	― ※1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△202,062,363	△125,022,804

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040」
（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法	（1）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 （2）親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
※１ 期首元本額	592,706,618円	593,845,509円
期中追加設定元本額	1,138,891円	989,653円
期中一部解約元本額	―	7,642,171円
※２ 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	202,062,363円	125,022,804円
３ 受益権の総数	593,845,509口	587,192,991口
４ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.6597円 （6,597円）	0.7871円 （7,871円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）
第 25 期（自 平成24年2月8日 至 平成24年8月7日）
※１ 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	1,359,127円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	1,119,617円
分配準備積立金額	D	35,306,434円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,785,178円
当ファンドの期末残存口数	F	593,845,509口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	636円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

第 26 期（自 平成24年8月8日 至 平成25年2月7日）
※１ 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	3,782,003円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	1,168,794円
分配準備積立金額	D	36,194,246円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,145,043円
当ファンドの期末残存口数	F	587,192,991口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	700円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 25 期 （ 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日 ）	第 26 期 （ 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（４）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同 左
	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同 左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	同 左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 25 期 ［ 平成24年8月7日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	第 26 期 ［ 平成25年2月7日現在 ］ 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,910,743	73,138,638
合計	2,910,743	73,138,638

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド	110,802,114	140,375,198	
	国内株式マザーファンド	323,309,223	167,571,170	
	世界債券マザーファンド	25,235,589	52,298,234	
	世界株式マザーファンド	81,924,913	95,827,570	
	親投資信託受益証券 小計	541,271,839	456,072,172	
合計		541,271,839	456,072,172	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

＜参考＞
当ファンドは「国内債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「世界債券マザーファンド」、「世界株式マザーファンド」および「短期資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら親投資信託の受益証券です。
なお、これら親投資信託の状況は次の通りです。

次へ

「国内債券マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,542,072	7,808,572
国債証券	1,654,308,440	1,990,758,290
特殊債券	303,794,000	202,451,000
社債券	98,317,000	99,961,000
未収利息	7,085,893	7,044,181
前払費用	818,641	816,662
流動資産合計	2,071,866,046	2,308,839,705
資産合計	2,071,866,046	2,308,839,705
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	―	―
負債合計	―	―
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,639,169,860	1,822,413,862
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	432,696,186	486,425,843
元本等合計	2,071,866,046	2,308,839,705
純資産合計	2,071,866,046	2,308,839,705
負債純資産合計	2,071,866,046	2,308,839,705

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
※１ 期首	平成24年2月8日	平成24年8月8日
期首元本額	1,741,526,610円	1,639,169,860円
期首からの追加設定元本額	143,852,655円	260,664,325円
期首からの一部解約元本額	246,209,405円	77,420,323円
元本の内訳＊		
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	462,507,428円	485,921,290円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	217,171,302円	239,816,364円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	126,668,226円	145,127,684円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	132,199,761円	155,553,327円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020	180,422,378円	194,295,828円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	143,508,065円	161,658,173円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	95,885,157円	110,802,114円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（安定型）	46,950,350円	53,463,971円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（安定成長型）	52,109,939円	61,507,659円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（成長型）	24,223,014円	29,630,234円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（積極型）	19,417,944円	24,549,334円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2020	71,261,011円	78,355,691円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2030	39,040,128円	47,416,593円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2040	27,805,157円	34,315,600円
（合 計）	1,639,169,860円	1,822,413,862円
２ 受益権の総数	1,639,169,860口	1,822,413,862口
３ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.2640円 (12,640円)	1.2669円 (12,669円)

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日 ）	（ 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
３ 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
１ 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
２ 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
３ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種 類	［ 平成24年8月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)	［ 平成25年2月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	20,940,790	△7,383,690
特殊債券	△1,345,000	△941,000
社債券	3,188,000	1,644,000
合計	22,783,790	△6,680,690

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第３２３回利付国債（２年）	167,000,000	167,198,730	
	第９２回利付国債（５年）	30,000,000	30,206,700	
	第９７回利付国債（５年）	55,000,000	55,624,800	
	第９９回利付国債（５年）	93,000,000	94,085,310	
	第１０２回利付国債（５年）	123,000,000	123,991,380	
	第１０３回利付国債（５年）	110,000,000	110,874,500	
	第１０６回利付国債（５年）	90,000,000	90,308,700	
	第２７８回利付国債（１０年）	22,000,000	23,194,600	
	第２８２回利付国債（１０年）	50,000,000	52,928,500	
	第２８４回利付国債（１０年）	18,000,000	19,116,000	
	第２８５回利付国債（１０年）	30,000,000	31,965,600	
	第２９４回利付国債（１０年）	48,000,000	51,907,680	
	第２９６回利付国債（１０年）	19,000,000	20,374,080	
	第２９８回利付国債（１０年）	14,000,000	14,869,260	
	第２９９回利付国債（１０年）	74,000,000	78,643,500	
	第３１０回利付国債（１０年）	59,000,000	61,250,260	
	第３１２回利付国債（１０年）	44,000,000	46,291,960	
	第３１５回利付国債（１０年）	136,000,000	142,772,800	
	第３１９回利付国債（１０年）	10,000,000	10,385,300	
	第３２１回利付国債（１０年）	51,000,000	52,397,910	
	第３２５回利付国債（１０年）	66,000,000	66,354,420	
	第１７回利付国債（３０年）	80,000,000	87,941,600	
	第３２回利付国債（３０年）	34,000,000	36,530,620	
	第３５回利付国債（３０年）	36,000,000	36,263,880	
	第３５回利付国債（２０年）	20,000,000	22,617,000	
	第４４回利付国債（２０年）	28,000,000	32,047,680	
	第７７回利付国債（２０年）	107,000,000	119,062,110	
	第８８回利付国債（２０年）	48,000,000	54,736,800	
	第１１０回利付国債（２０年）	55,000,000	59,821,850	
	第１１９回利付国債（２０年）	43,000,000	44,257,750	
	第１２１回利付国債（２０年）	41,000,000	42,718,310	
	第１２４回利付国債（２０年）	10,000,000	10,540,700	
	第１２９回利付国債（２０年）	20,000,000	20,350,800	
	第１４０回利付国債（２０年）	80,000,000	79,127,200	
	国債証券 小計	1,911,000,000	1,990,758,290	
特殊債券	第８２５回政府保証公営企業債券	100,000,000	100,090,000	
	第３回緑資源債券（財投機関債）	100,000,000	102,361,000	
	特殊債券 小計	200,000,000	202,451,000	
社債券	第５０１回東京電力	100,000,000	99,961,000	
	社債券 小計	100,000,000	99,961,000	
合計		2,211,000,000	2,293,170,290	

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

次へ

「国内株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

		［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		14,567,584	11,078,122
株式		1,522,051,250	1,828,715,400
未収入金		53,927,624	―
未収配当金		1,879,300	1,956,100
未収利息		33	25
流動資産合計		1,592,425,791	1,841,749,647
資産合計		1,592,425,791	1,841,749,647
負債の部			
流動負債			
未払金		59,706,628	―
流動負債合計		59,706,628	―
負債合計		59,706,628	―
純資産の部			
元本等			
元本	※1	3,857,370,204	3,553,761,962
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※2	△2,324,651,041	△1,712,012,315
元本等合計		1,532,719,163	1,841,749,647
純資産合計		1,532,719,163	1,841,749,647
負債純資産合計		1,592,425,791	1,841,749,647

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
※１ 期首	平成24年2月8日	平成24年8月8日
期首元本額	3,932,635,199円	3,857,370,204円
期首からの追加設定元本額	463,955,262円	165,197,246円
期首からの一部解約元本額	539,220,257円	468,805,488円
元本の内訳＊		
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	556,642,897円	484,402,062円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	546,213,859円	492,645,005円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	495,309,968円	457,852,406円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	722,326,780円	675,148,259円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020	219,539,622円	188,997,522円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	312,425,275円	289,485,091円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	343,458,629円	323,309,223円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（安定型）	56,868,069円	54,295,183円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（安定成長型）	130,639,496円	126,053,968円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（成長型）	95,133,715円	94,836,346円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（積極型）	105,326,142円	106,691,765円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2020	87,939,091円	76,802,056円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2030	85,219,542円	84,940,157円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2040	100,327,119円	98,302,919円
（合 計）	3,857,370,204円	3,553,761,962円
※２ 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,324,651,041円	1,712,012,315円
３ 受益権の総数	3,857,370,204口	3,553,761,962口
４ １口当たり純資産額	0.3973円	0.5183円
（１万口当たり純資産額）	(3,973円)	(5,183円)

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日 ）	（ 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式を実質的な主要投資対象としております。株式の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
３ 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
１ 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
２ 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同 左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	同 左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
３ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種 類	［ 平成24年8月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)	［ 平成25年2月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△29,865,060	408,802,806
合計	△29,865,060	408,802,806

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

（単位：円）

銘 柄		株式数	評 価 額		備 考
コード	銘 柄 名		単 価	金 額	
1979	大氣社	13,100	1,889	24,745,900	
3402	東レ	16,000	526	8,416,000	
3941	レンゴー	13,000	453	5,889,000	
4063	信越化学工業	8,100	5,590	45,279,000	
4204	積水化学工業	20,000	865	17,300,000	
4901	富士フイルムホールディングス	15,300	1,828	27,968,400	
6988	日東電工	8,200	5,730	46,986,000	
7917	藤森工業	7,900	2,171	17,150,900	
8113	ユニ・チャーム	4,400	5,070	22,308,000	
4507	塩野義製薬	13,700	1,708	23,399,600	
4527	ロート製薬	11,000	1,135	12,485,000	
4536	参天製薬	5,900	3,730	22,007,000	
4555	沢井製薬	2,700	9,740	26,298,000	
5007	コスモ石油	81,000	205	16,605,000	
5020	ＪＸホールディングス	25,700	554	14,237,800	
5108	ブリヂストン	8,400	2,473	20,773,200	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	13,200	2,182	28,802,400	
5706	三井金属鉱業	64,000	228	14,592,000	
5809	タツタ電線	12,000	663	7,956,000	
5929	三和ホールディングス	22,000	436	9,592,000	
5947	リンナイ	6,200	6,280	38,936,000	
6268	ナブテスコ	13,700	1,839	25,194,300	
6361	荏原製作所	47,000	364	17,108,000	
6481	ＴＨＫ	8,300	1,555	12,906,500	
7011	三菱重工業	54,000	522	28,188,000	
6501	日立製作所	69,000	537	37,053,000	
6502	東芝	115,000	414	47,610,000	
6727	ワコム	93	310,000	28,830,000	
6756	日立国際電気	28,000	800	22,400,000	
6869	シスメックス	4,000	4,805	19,220,000	
6875	メガチップス	5,300	1,393	7,382,900	
6971	京セラ	1,200	8,250	9,900,000	
6981	村田製作所	3,800	6,040	22,952,000	
7751	キヤノン	6,100	3,310	20,191,000	
7201	日産自動車	51,900	993	51,536,700	
7202	いすゞ自動車	47,000	633	29,751,000	
7203	トヨタ自動車	19,800	4,815	95,337,000	
7239	タチエス	11,800	1,724	20,343,200	
7267	本田技研工業	20,100	3,580	71,958,000	
7287	日本精機	8,000	1,215	9,720,000	
7817	パラマウントベッドホールディングス	2,300	2,970	6,831,000	
7956	ピジョン	4,400	4,985	21,934,000	
9201	日本航空	3,200	4,190	13,408,000	
3828	ニフティ	37	156,700	5,797,900	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	143	148,800	21,278,400	
7518	ネットワンシステムズ	12,400	930	11,532,000	
9432	日本電信電話	4,900	4,050	19,845,000	
9433	ＫＤＤＩ	2,900	6,840	19,836,000	

3360	シップヘルスケアホールディングス	9,700	2,441	23,677,700	
8002	丸紅	68,000	693	47,124,000	
8007	高島	32,000	294	9,408,000	
8031	三井物産	25,400	1,406	35,712,400	
2670	エービーシー・マート	3,500	3,300	11,550,000	
2678	アスクル	14,600	1,362	19,885,200	
9627	アインファーマシーズ	1,800	4,990	8,982,000	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	136,500	538	73,437,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	27,500	3,790	104,225,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	237,500	209	49,637,500	
8604	野村ホールディングス	36,700	531	19,487,700	
8766	東京海上ホールディングス	18,600	2,713	50,461,800	
7164	全国保証	10,000	2,688	26,880,000	
8591	オリックス	5,910	10,850	64,123,500	
8801	三井不動産	25,000	2,095	52,375,000	
8802	三菱地所	10,000	2,143	21,430,000	
8804	東京建物	25,000	431	10,775,000	
2371	カカクコム	7,200	3,495	25,164,000	
2432	ディー・エヌ・エー	7,900	3,115	24,608,500	
	合　　計	1,618,983	―	1,828,715,400	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

前へ　　次へ

「世界債券マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	3,887,897	926,543
コール・ローン	7,306,914	5,589,738
国債証券	521,832,226	628,663,892
派生商品評価勘定	―	24,191
未収入金	―	9,526,183
未収利息	4,422,519	7,279,606
前払費用	1,688,908	1,733,098
流動資産合計	539,138,464	653,743,251
資産合計	539,138,464	653,743,251
負債の部		
流動負債		
未払金	―	8,984,257
流動負債合計	―	8,984,257
負債合計	―	8,984,257
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	320,074,034	311,123,628
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	219,064,430	333,635,366
元本等合計	539,138,464	644,758,994
純資産合計	539,138,464	644,758,994
負債純資産合計	539,138,464	653,743,251

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
※１ 期首	平成24年2月8日	平成24年8月8日
期首元本額	305,131,283円	320,074,034円
期首からの追加設定元本額	26,964,420円	67,515,692円
期首からの一部解約元本額	12,021,669円	76,466,098円
元本の内訳＊		
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	72,042,493円	68,165,026円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	46,887,853円	44,868,877円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	36,972,532円	35,728,683円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	25,434,206円	25,045,050円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020	28,341,496円	27,103,212円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	28,361,077円	27,886,006円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	26,205,011円	25,235,589円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（安定型）	7,274,166円	7,413,145円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（安定成長型）	11,146,440円	11,238,838円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（成長型）	6,997,681円	7,448,454円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（積極型）	3,703,439円	4,034,737円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2020	11,410,432円	11,011,824円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2030	7,769,111円	8,310,219円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2040	7,528,097円	7,633,968円
（合 計）	320,074,034円	311,123,628円
２ 受益権の総数	320,074,034口	311,123,628口
３ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.6844円 (16,844円)	2.0724円 (20,724円)

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日 ）	（ 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
３ 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
１ 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
２ 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同 左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
３ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種 類	［ 平成24年8月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)	［ 平成25年2月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	10,514,065	△9,673,313
合計	10,514,065	△9,673,313

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連
［ 平成24年8月7日現在 ］
該当事項はありません。

区 分	種 類	［ 平成25年2月7日現在 ］			
		契 約 額 等（円）	うち1年超	時 価（円）	評 価 損 益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	2,844,542	―	2,837,936	6,606
	カナダドル	7,432,968	―	7,417,959	15,009
	買建				
	スイスフラン	9,124,288	―	9,126,864	2,576
合 計		19,401,798	―	19,382,759	24,191

（注）時価の算定方法
1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

通 貨 種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
アメリカドル				
国債証券	2.75 T-BOND 420815	129,000.00	118,569.14	
	3.125 T-NOTE 170131	444,000.00	487,983.75	
	3.25 T-NOTE 160531	203,000.00	221,777.50	
	3.625 T-NOTE 210215	370,000.00	427,725.77	
	3.75 T-NOTE 181115	402,000.00	463,713.27	
	4 T-NOTE 140215	430,000.00	446,780.07	
	4 T-NOTE 150215	398,000.00	427,958.82	
	4.375 T-BOND 380215	130,000.00	161,555.46	
	国債証券 小 計	2,506,000.00	2,756,063.78 (257,802,205)	
アメリカドル 小 計		2,506,000.00	2,756,063.78 (257,802,205)	
カナダドル				
国債証券	2.75 CAN GOVT 220601	64,000.00	68,131.20	
	3.75 CAN GOVT 190601	107,000.00	120,183.47	
	国債証券 小 計	171,000.00	188,314.67 (17,686,513)	
カナダドル 小 計		171,000.00	188,314.67 (17,686,513)	
オーストラリアドル				
国債証券	5.25 AUST GOVT 190315	180,000.00	200,809.80	
	国債証券 小 計	180,000.00	200,809.80 (19,358,064)	

オーストラリアドル 小 計		180,000.00	200,809.80 (19,358,064)	
イギリスポンド				
国債証券	1.75 GILT 220907	30,000.00	29,103.00	
	3.75 GILT 200907	95,000.00	109,117.00	
	4 GILT 160907	37,000.00	41,451.10	
	4.25 GILT 401207	51,000.00	59,731.20	
	6 GILT 281207	58,000.00	83,027.00	
	国債証券 小 計	271,000.00	322,429.30 (47,200,425)	
イギリスポンド 小 計		271,000.00	322,429.30 (47,200,425)	
スイスフラン				
国債証券	3 SWISS GOVT 190512	75,000.00	87,243.75	
	国債証券 小 計	75,000.00	87,243.75 (8,966,912)	
スイスフラン 小 計		75,000.00	87,243.75 (8,966,912)	
シンガポールドル				
国債証券	2.5 SINGAPORGOVT 190601	29,000.00	31,784.00	
	国債証券 小 計	29,000.00	31,784.00 (2,399,056)	
シンガポールドル 小 計		29,000.00	31,784.00 (2,399,056)	
マレーシアリンギット				
国債証券	3.314 MALAYSIA 171031	103,000.00	103,328.57	
	3.492 MALAYSIAGOV 200331	25,000.00	25,054.25	
	国債証券 小 計	128,000.00	128,382.82 (3,870,742)	
マレーシアリンギット 小 計		128,000.00	128,382.82 (3,870,742)	
スウェーデンクローネ				
国債証券	5 SWD GOVT 201201	210,000.00	258,342.00	
	国債証券 小 計	210,000.00	258,342.00 (3,797,627)	
スウェーデンクローネ 小 計		210,000.00	258,342.00 (3,797,627)	
ノルウェークローネ				
国債証券	4.25 NORWE GOVT 170519	90,000.00	98,487.00	
	国債証券 小 計	90,000.00	98,487.00 (1,675,263)	
ノルウェークローネ 小 計		90,000.00	98,487.00 (1,675,263)	
ポーランドズロチ				
国債証券	5.25 POLAND 171025	305,000.00	327,875.00	
	5.5 POLAND 191025	986,000.00	1,095,446.00	
	国債証券 小 計	1,291,000.00	1,423,321.00 (43,098,159)	
ポーランドズロチ 小 計		1,291,000.00	1,423,321.00 (43,098,159)	
ユーロ				
国債証券	2.25 BTAN 160225	230,000.00	241,362.00	
	2.25 BUND 210904	45,000.00	48,163.50	
	3.25 BEL GOVT 160928	249,000.00	270,301.95	
	3.25 NETH GOVT 210715	47,000.00	52,828.00	
	3.5 AUSTRIA GOVT 150715	100,000.00	107,455.00	
	3.75 BEL GOVT 150928	93,000.00	100,653.90	
	3.75 NETH GOVT 140715	146,000.00	153,300.00	
	3.75 O.A.T 210425	118,000.00	134,219.10	
	4 BUND 160704	46,000.00	51,607.40	
	4 BUND 370104	45,000.00	58,727.25	
	4.15 AUSTRIA GOVT 370315	48,000.00	60,086.40	
	4.25 BEL GOVT 210928	84,000.00	98,078.40	
	4.25 BEL GOVT 410328	47,000.00	55,107.50	
	4.25 BUND 180704	100,000.00	118,505.00	
	4.25 BUND 390704	35,000.00	48,140.75	
	5.5 O.A.T 290425	123,000.00	164,192.70	
	国債証券 小 計	1,556,000.00	1,762,728.85 (222,808,926)	
ユーロ 小 計		1,556,000.00	1,762,728.85 (222,808,926)	

合　　計	―	628,663,892 (628,663,892)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注２）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	8銘柄	100.00%	41.01%
カナダドル	国債証券	2銘柄	100.00%	2.81%
オーストラリアドル	国債証券	1銘柄	100.00%	3.08%
イギリスポンド	国債証券	5銘柄	100.00%	7.51%
スイスフラン	国債証券	1銘柄	100.00%	1.43%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	100.00%	0.38%
マレーシアリンギット	国債証券	2銘柄	100.00%	0.62%
スウェーデンクローネ	国債証券	1銘柄	100.00%	0.60%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	100.00%	0.27%
ポーランドズロチ	国債証券	2銘柄	100.00%	6.86%
ユーロ	国債証券	16銘柄	100.00%	35.44%

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

前へ　次へ

「世界株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

		［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		3,951,929	346,522
コール・ローン		6,558,402	37,993,563
株式		920,401,443	1,017,041,710
投資証券		2,079,504	1,942,980
未収入金		80,347	―
未収配当金		702,354	416,315
未収利息		15	86
流動資産合計		933,773,994	1,057,741,176
資産合計		933,773,994	1,057,741,176
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		―	―
負債合計		―	―
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,077,257,273	904,266,385
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※2	△143,483,279	153,474,791
元本等合計		933,773,994	1,057,741,176
純資産合計		933,773,994	1,057,741,176
負債純資産合計		933,773,994	1,057,741,176

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式および投資証券は移動平均法、株式および投資証券以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
※１ 期首	平成24年2月8日	平成24年8月8日
期首元本額	1,099,945,741円	1,077,257,273円
期首からの追加設定元本額	162,173,254円	70,273,461円
期首からの一部解約元本額	184,861,722円	243,264,349円
元本の内訳＊		
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定型）	151,792,337円	114,377,073円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	138,469,191円	117,315,734円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（成長型）	143,538,002円	121,272,967円
三菱ＵＦＪ ライフ・バランスファンド（積極型）	223,072,688円	191,208,289円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020	61,106,017円	48,625,283円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030	79,831,982円	68,048,761円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040	95,511,387円	81,924,913円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（安定型）	15,528,193円	12,579,444円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（安定成長型）	33,268,405円	29,425,480円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（成長型）	27,600,244円	24,798,770円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ライフ・バランスファンド（積極型）	32,734,842円	29,890,963円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2020	24,589,053円	19,854,784円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2030	22,044,458円	19,857,806円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2040	28,170,474円	25,086,118円
（合 計）	1,077,257,273円	904,266,385円
※２ 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	143,483,279円	―
３ 受益権の総数	1,077,257,273口	904,266,385口
４ １口当たり純資産額	0.8668円	1.1697円
（１万口当たり純資産額）	(8,668円)	(11,697円)

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日 ）	（ 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式および投資証券を実質的な主要投資対象としております。株式および投資証券の投資に係る価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
３ 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
１ 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
２ 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同 左
	(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	同 左
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左

3　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	**当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。**	**同　左**

（有価証券関係に関する注記）
売買目的有価証券

種 類	［ 平成24年8月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)	［ 平成25年2月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	18,947,073	98,034,025
投資証券	222,154	217,421
合計	19,169,227	98,251,446

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

（単位：円）

通 貨	銘 柄	株式数	評 価 額 単 価	評 価 額 金 額	備 考
アメリカドル					
	ALTRIA GROUP INC	2,565	34.120000	87,517.80	
	APACHE CORP	900	84.910000	76,419.00	
	APPLE INC	519	457.350000	237,364.65	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,850	60.770000	112,424.50	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,750	97.830000	171,202.50	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	1,679	64.810000	108,815.99	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,400	60.500000	84,700.00	
	CISCO SYSTEMS INC	5,210	21.190000	110,399.90	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	1,085	109.810000	119,143.85	
	DONALDSON CO INC	3,740	37.710000	141,035.40	
	EBAY INC	3,615	56.110000	202,837.65	
	ECOLAB INC	2,035	74.060000	150,712.10	
	EOG RESOURCES INC	1,685	129.670000	218,493.95	
	EXXON MOBIL CORP	2,070	89.790000	185,865.30	
	FASTENAL CO	3,370	50.000000	168,500.00	
	FIRST REPUBLIC BANK/CA	3,815	37.090000	141,498.35	
	GENOMIC HEALTH INC	900	28.630000	25,767.00	
	HARLEY-DAVIDSON INC	4,010	52.890000	212,088.90	
	HOME DEPOT INC	1,570	66.670000	104,671.90	
	JOHNSON & JOHNSON	1,190	75.390000	89,714.10	
	JOHNSON CONTROLS INC	2,110	31.340000	66,127.40	
	LIFE TECHNOLOGIES CORP	2,805	63.530000	178,201.65	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	1,530	37.200000	56,916.00	
	M & T BANK CORP	1,660	104.050000	172,723.00	
	MARKEL CORP	455	495.000000	225,225.00	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	300	216.520000	64,956.00	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,305	34.450000	44,957.25	
	MICROSOFT CORP	4,890	27.340000	133,692.60	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	1,100	102.710000	112,981.00	
	MONSANTO CO	565	101.710000	57,466.15	
	MOODY'S CORP	1,350	47.490000	64,111.50	
	NORDSON CORP	1,385	69.580000	96,368.30	
	OMNICOM GROUP	2,590	54.350000	140,766.50	
	ORACLE CORP	6,450	35.100000	226,395.00	
	PEPSICO INC	1,770	72.770000	128,802.90	
	PFIZER INC	3,393	27.320000	92,696.76	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	2,125	87.690000	186,341.25	
	PRAXAIR INC	1,030	110.790000	114,113.70	
	PROGRESSIVE CORP	6,940	23.160000	160,730.40	
	RYANAIR HOLDINGS PLC-SP ADR	1,400	41.010000	57,414.00	
	SCHLUMBERGER LTD	1,775	78.730000	139,745.75	
	SEATTLE GENETICS INC	1,240	30.090000	37,311.60	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	630	163.010000	102,696.30	
	TIFFANY & CO	1,490	63.190000	94,153.10	
	TJX COMPANIES INC	4,150	45.450000	188,617.50	
	TRIPADVISOR INC	3,820	47.000000	179,540.00	

	ULTRA PETROLEUM CORP	3,545	17.750000	62,923.75	
	US BANCORP	3,870	33.610000	130,070.70	
	VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	1,495	71.380000	106,713.10	
	WAL-MART STORES INC	2,525	71.310000	180,057.75	
	WATERS CORP	1,615	92.210000	148,919.15	
	WELLPOINT INC	2,245	65.410000	146,845.45	
	XILINX INC	2,530	37.000000	93,610.00	
	アメリカドル 小 計	121,041	—	6,741,363.35 (630,587,127)	
オーストラリアドル					
	ANSELL LTD	2,100	17.010000	35,721.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	9,490	3.630000	34,448.70	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	3,135	27.030000	84,739.05	
	BHP BILLITON LTD	3,609	37.520000	135,409.68	
	BRAMBLES LTD	8,010	8.090000	64,800.90	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1,115	64.630000	72,062.45	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	3,630	9.740000	35,356.20	
	RIO TINTO LTD	615	68.080000	41,869.20	
	SEEK LTD	4,160	8.580000	35,692.80	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	815	35.050000	28,565.75	
	WOOLWORTHS LTD	2,280	32.650000	74,442.00	
	オーストラリアドル 小 計	38,959	—	643,107.73 (61,995,585)	
イギリスポンド					
	ABCAM PLC	7,700	3.957500	30,472.75	
	AMEC PLC	2,100	10.850000	22,785.00	
	AMLIN PLC	6,090	3.920000	23,872.80	
	BG GROUP PLC	3,445	11.350000	39,100.75	
	BHP BILLITON PLC	1,090	21.840000	23,805.60	
	BURBERRY GROUP PLC	1,850	14.300000	26,455.00	
	EXPERIAN PLC	2,740	10.950000	30,003.00	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	3,460	8.170000	28,268.20	
	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	1,690	23.630000	39,934.70	
	INTERTEK GROUP PLC	1,020	31.730000	32,364.60	
	JOHNSON MATTHEY PLC	1,281	22.570000	28,912.17	
	MICHAEL PAGE INTERNATIONAL	4,900	4.230000	20,727.00	
	PEARSON PLC	2,320	12.120000	28,118.40	
	PETROFAC LTD	1,660	16.240000	26,958.40	
	PRUDENTIAL PLC	2,820	9.330000	26,310.60	
	RIO TINTO PLC	580	36.600000	21,228.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	1,060	21.975000	23,293.50	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	970	23.930000	23,212.10	
	ST JAMES'S PLACE PLC	7,940	4.635000	36,801.90	
	STANDARD CHARTERED PLC	1,600	16.870000	26,992.00	
	ULTRA ELECTRONICS HLDGS PLC	610	16.500000	10,065.00	
	VODAFONE GROUP PLC	18,170	1.703500	30,952.59	
	WEIR GROUP PLC/THE	600	20.660000	12,396.00	
	イギリスポンド 小 計	75,696	—	613,030.06 (89,741,470)	
スイスフラン					
	GEBERIT AG-REG	228	219.000000	49,932.00	
	NESTLE SA-REG	2,360	64.150000	151,394.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	645	201.800000	130,161.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	470	140.000000	65,800.00	
	スイスフラン 小 計	3,703	—	397,287.00 (40,833,157)	
香港ドル					
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	18,500	26.600000	492,100.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	19,000	29.550000	561,450.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	1,800	145.200000	261,360.00	
	LI & FUNG LTD	22,800	10.540000	240,312.00	
	香港ドル 小 計	62,100	—	1,555,222.00 (18,755,977)	
シンガポールドル					
	KEPPEL CORP LTD	4,600	11.590000	53,314.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	4,000	19.110000	76,440.00	
	シンガポールドル 小 計	8,600	—	129,754.00 (9,793,831)	
スウェーデンクローネ					
	ALFA LAVAL AB	3,210	144.800000	464,808.00	

	ATLAS COPCO AB-A SHS	6,360	181.800000	1,156,248.00	
	HEXPOL AB	1,290	355.500000	458,595.00	
	INVESTOR AB-B SHS	7,190	182.800000	1,314,332.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	4,810	255.100000	1,227,031.00	
	スウェーデンクローネ 小 計	22,860	—	4,621,014.00 (67,928,905)	
デンマーククローネ					
	CARLSBERG AS-B	660	589.500000	389,070.00	
	JYSKE BANK-REG	1,814	175.000000	317,450.00	
	デンマーククローネ 小 計	2,474	—	706,520.00 (11,975,514)	
ユーロ					
	CELESIO AG	2,825	13.260000	37,459.50	
	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	1,910	20.010000	38,219.10	
	COLRUYT SA	1,380	35.895000	49,535.10	
	CORPORACION FINANCIERA ALBA	1,460	34.920000	50,983.20	
	DEUTSCHE BOERSE AG	845	48.050000	40,602.25	
	DISTRIBUIDORA INTERNACIONAL	12,580	5.502000	69,215.16	
	ESSILOR INTERNATIONAL	415	73.380000	30,452.70	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,830	60.190000	110,147.70	
	KONECRANES OYJ	2,010	26.300000	52,863.00	
	L'OREAL	440	109.400000	48,136.00	
	TITAN CEMENT CO. S.A.	3,010	14.340000	43,163.40	
	TOTAL SA	2,702	38.895000	105,094.29	
	ユーロ 小 計	31,407	—	675,871.40 (85,430,144)	
	合 計	366,840	—	1,017,041,710 (1,017,041,710)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注２）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

通 貨 種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
オーストラリアドル				
投資証券	WESTFIELD GROUP	1,790.00	20,155.40	
	投資証券 小 計	1,790.00	20,155.40 (1,942,980)	
オーストラリアドル 小 計		1,790.00	20,155.40 (1,942,980)	
合 計		—	1,942,980 (1,942,980)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
（注２）合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数		組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	53銘柄	100.00%	—	61.88%
オーストラリアドル	株式	11銘柄	96.96%	—	6.08%
	投資証券	1銘柄	—	3.04%	0.19%
イギリスポンド	株式	23銘柄	100.00%	—	8.81%
スイスフラン	株式	4銘柄	100.00%	—	4.01%
香港ドル	株式	4銘柄	100.00%	—	1.84%
シンガポールドル	株式	2銘柄	100.00%	—	0.96%
スウェーデンクローネ	株式	5銘柄	100.00%	—	6.67%
デンマーククローネ	株式	2銘柄	100.00%	—	1.18%
ユーロ	株式	12銘柄	100.00%	—	8.38%

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

前へ　次へ

「短期資産マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,997,998	2,438,997
国債証券	239,969,240	259,973,460
未収利息	107	5
流動資産合計	286,967,345	262,412,462
資産合計	286,967,345	262,412,462
負債の部		
流動負債		
未払金	39,990,280	―
流動負債合計	39,990,280	―
負債合計	39,990,280	―
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	242,020,679	257,013,446
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,956,386	5,399,016
元本等合計	246,977,065	262,412,462
純資産合計	246,977,065	262,412,462
負債純資産合計	286,967,345	262,412,462

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月8日から8月7日まで、および8月8日から翌年2月7日までであります。

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
※１ 期首	平成24年2月8日	平成24年8月8日
期首元本額	223,099,146円	242,020,679円
期首からの追加設定元本額	18,921,533円	15,384,617円
期首からの一部解約元本額	―	391,850円
元本の内訳＊		
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	175,331,640円	175,331,640円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020	47,978,307円	58,267,382円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド 2020	18,710,732円	23,414,424円
（合 計）	242,020,679円	257,013,446円
２ 受益権の総数	242,020,679口	257,013,446口
３ １口当たり純資産額	1.0205円	1.0210円
（１万口当たり純資産額）	(10,205円)	(10,210円)

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成24年 2月 8日 至 平成24年 8月 7日 ）	（ 自 平成24年 8月 8日 至 平成25年 2月 7日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	［ 平成24年8月7日現在 ］	［ 平成25年2月7日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	［ 平成24年8月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)	［ 平成25年2月7日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	707	6,256
合計	707	6,256

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第３２７回国庫短期証券	140,000,000	139,992,300	
	第３３５回国庫短期証券	60,000,000	59,992,260	
	第３４２回国庫短期証券	60,000,000	59,988,900	
	国債証券 小計	260,000,000	259,973,460	
合計		260,000,000	259,973,460	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

前へ

２【ファンドの現況】
「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020」
【純資産額計算書】

平成25年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	524,568,051
Ⅱ 負 債 総 額	348,579
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	524,219,472
Ⅳ 発 行 済 口 数	583,514,933 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8984 （ １万口当たり 8,984 ）

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030」
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	494,496,879
Ⅱ 負 債 総 額	2,577,522
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	491,919,357
Ⅳ 発 行 済 口 数	588,899,205 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8353 （ １万口当たり 8,353 ）

「三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040」
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	461,365,929
Ⅱ 負 債 総 額	417,591
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	460,948,338
Ⅳ 発 行 済 口 数	587,123,088 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.7851 （ １万口当たり 7,851 ）

＜参考＞
「国内債券マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	2,378,074,649
Ⅱ 負 債 総 額	—
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,378,074,649
Ⅳ 発 行 済 口 数	1,862,286,586 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2770 （ １万口当たり 12,770 ）

＜参考＞
「国内株式マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	1,811,041,677
Ⅱ 負 債 総 額	—
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,811,041,677
Ⅳ 発 行 済 口 数	3,488,221,296 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5192 （ １万口当たり 5,192 ）

＜参考＞
「世界債券マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	629,019,853
Ⅱ 負 債 総 額	—
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	629,019,853
Ⅳ 発 行 済 口 数	309,711,865 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0310 （ １万口当たり 20,310 ）

＜参考＞
「世界株式マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	990,421,218
Ⅱ 負 債 総 額	―
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	990,421,218
Ⅳ 発 行 済 口 数	857,736,926 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1547 （ １万口当たり 11,547 ）

＜参考＞
「短期資産マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年2月28日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	288,027,208
Ⅱ 負 債 総 額	―
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	288,027,208
Ⅳ 発 行 済 口 数	282,086,905 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0211 （ １万口当たり 10,211 ）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成25年２月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年２月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年２月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	408	6,534,457
追加型公社債投資信託	18	623,363
単位型株式投資信託	6	18,002
単位型公社債投資信託	3	82,958
合 計	435	7,258,781

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

（１） 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２） 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度に係る中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)		第27期 (平成24年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	17,056,128	※2	14,298,590
有価証券	※2	10,000,000	※2	8,000,000
前払費用		156,230		154,925
未収入金	※2	19,641		13,813
未収委託者報酬		4,517,987		3,977,324
未収収益	※2	63,656	※2	42,563
繰延税金資産		429,080		339,052
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		28,070		27,621
流動資産合計		32,300,796		26,883,891
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	306,543	※1	281,399
器具備品	※1	184,985	※1	177,757
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,696,560		1,664,188
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		909,905		881,368
ソフトウェア仮勘定		146,761		402,721
その他		68		24
無形固定資産合計		1,072,557		1,299,937
投資その他の資産				
投資有価証券		9,405,012		14,456,313
関係会社株式		431,812		320,136
長期性預金	※2	7,000,000	※2	8,500,000
長期差入保証金	※2	797,041	※2	837,456
長期前払費用		52		—
繰延税金資産		442,254		139,650
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		18,091,208		24,268,591
固定資産合計		20,860,326		27,232,718
資産合計		53,161,123		54,116,609

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)		第27期 (平成24年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		47,528		79,079
未払金				
未払収益分配金		245,085		185,817
未払償還金		1,328,820		1,159,445
未払手数料	※2	1,768,519	※2	1,557,726
その他未払金		104,042		50,899
未払費用	※2	1,240,586	※2	1,174,572
未払消費税等		184,873		63,602
未払法人税等		2,228,870		1,532,874
賞与引当金		550,000		520,000
その他		227,518		278,521
流動負債合計		7,925,844		6,602,539
固定負債				
退職給付引当金		105,461		119,902
役員退職慰労引当金		76,024		49,735
時効後支払損引当金		196,123		195,228
固定負債合計		377,609		364,866
負債合計		8,303,454		6,967,405
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		222,096		222,096
資本剰余金合計		222,096		222,096
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		34,903,313		36,863,331
利益剰余金合計		42,243,903		44,203,921
株主資本合計		44,466,131		46,426,148
評価・換算差額等				
その他有価証券		391,537		723,054
評価差額金				
評価・換算差額等合計		391,537		723,054
純資産合計		44,857,668		47,149,203
負債純資産合計		53,161,123		54,116,609

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

		第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）		第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		48,411,622		47,476,170
投資顧問料		16,400		15,335
その他営業収益		236,596		153,305
営業収益合計		48,664,618		47,644,812
営業費用				
支払手数料	※2	19,778,797	※2	19,292,904
広告宣伝費		696,640		516,886
公告費		7,795		7,961
調査費				
調査費		895,558		909,999
委託調査費		8,991,373		9,975,300
事務委託費		243,109		306,137
営業雑経費				
通信費		98,144		90,066
印刷費		569,763		400,552
協会費		37,616		40,636
諸会費		6,248		7,593
事務機器関連費		880,509		958,507
その他営業雑経費		—		16,396
営業費用合計		32,205,558		32,522,943
一般管理費				
給料				
役員報酬		199,168		202,812
給料・手当		3,576,037		3,623,556
賞与引当金繰入		550,000		520,000
福利厚生費		492,032		520,897
交際費		23,412		26,743
旅費交通費		156,920		153,892
租税公課		108,850		102,255
不動産賃借料		655,939		698,539
退職給付費用		163,440		142,883
役員退職慰労引当金繰入		18,106		22,805
固定資産減価償却費		406,176		481,601
諸経費		369,603		247,162
一般管理費合計		6,719,689		6,743,148
営業利益		9,739,370		8,378,719

（単位：千円）

	第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）		第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		29,543		153,215
有価証券利息	※2	11,040	※2	8,160
受取利息	※2	20,465	※2	25,661
投資有価証券償還益		371,171		1,876
収益分配金等時効完成分		438,693		318,285
その他		8,257		7,856
営業外収益合計		879,170		515,056
営業外費用				
投資有価証券償還損		192,004		—
時効後支払損引当金繰入		666		15,288
事務過誤費		32,187		7,845
その他		7,757		82
営業外費用合計		232,615		23,216
経常利益		10,385,925		8,870,559
特別利益				
投資有価証券売却益		351,930		150,103
特別利益合計		351,930		150,103
特別損失				
投資有価証券売却損		127,114		153,276
関係会社株式売却損		—		13,563
投資有価証券評価損		—		1,925
過年度時効後支払損引当金繰入		204,138		—
固定資産除却損	※1	3,431	※1	17,034
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		37,264		—
その他		2,429		412
特別損失合計		374,378		186,212
税引前当期純利益		10,363,477		8,834,449
法人税、住民税及び事業税		4,027,373		3,510,046
法人税等調整額		△25,800		175,067
法人税等合計		4,001,573		3,685,113
当期純利益		6,361,903		5,149,336

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	31,383,254	34,903,313
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	34,903,313	36,863,331
利益剰余金合計		
当期首残高	38,723,843	42,243,903
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	42,243,903	44,203,921
株主資本合計		
当期首残高	40,946,071	44,466,131
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
当期変動額合計	3,520,059	1,960,017
当期末残高	44,466,131	46,426,148
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,277,237	391,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△885,699	331,516
当期変動額合計	△885,699	331,516
当期末残高	391,537	723,054
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△62,258	—

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	62,258	―
当期変動額合計	62,258	―
当期末残高	―	―
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,214,979	391,537
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△823,441	331,516
当期変動額合計	△823,441	331,516
当期末残高	391,537	723,054
純資産合計		
当期首残高	42,161,050	44,857,668
当期変動額		
剰余金の配当	△2,841,844	△3,189,318
当期純利益	6,361,903	5,149,336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△823,441	331,516
当期変動額合計	2,696,617	2,291,534
当期末残高	44,857,668	47,149,203

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[追加情報]

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項
（貸借対照表関係）
※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
建物	181,085千円	208,976千円
器具備品	227,109千円	294,294千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
預金	13,335,700千円	11,773,728千円
有価証券	10,000,000千円	8,000,000千円
未収入金	1,500千円	―
未収収益	63,656千円	42,563千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	7,000,000千円	8,500,000千円
長期差入保証金	788,590千円	828,908千円
未払手数料	986,786千円	851,491千円
未払費用	134,713千円	135,926千円

(損益計算書関係)
※1.固定資産除却損の内訳

	第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
器具備品	3,431千円	1,144千円
ソフトウェア	―	15,890千円
計	3,431千円	17,034千円

※2.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
支払手数料	11,685,424千円	10,760,427千円
有価証券利息	8,718千円	6,532千円
受取利息	20,465千円	25,661千円

（株主資本等変動計算書関係）
第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	―	―	124,098
合計	124,098	―	―	124,098

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
平成22年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 2,841,844千円
② １株当たり配当額 22,900円
③ 基準日 平成22年3月31日
④ 効力発生日 平成22年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 3,189,318千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 25,700円
④ 基準日 平成23年3月31日
⑤ 効力発生日 平成23年6月30日

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 3,189,318千円
② １株当たり配当額 25,700円
③ 基準日 平成23年3月31日
④ 効力発生日 平成23年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 2,581,238千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 20,800円
④ 基準日 平成24年3月31日
⑤ 効力発生日 平成24年6月27日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第26期（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金及び預金	17,056,128	17,056,128	－
(2)　有価証券	10,000,000	10,000,000	－
(3)　未収委託者報酬	4,517,987	4,517,987	－
(4)　長期性預金	7,000,000	7,010,576	10,576
(5)　投資有価証券	9,140,755	9,140,755	－
資産計	47,714,871	47,725,447	10,576
(1)　未払手数料	1,768,519	1,768,519	－
(2)　未払法人税等	2,228,870	2,228,870	－
負債計	3,997,389	3,997,389	－

第27期（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)　現金及び預金	14,298,590	14,298,590	－
(2)　有価証券	8,000,000	8,000,000	－
(3)　未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	－
(4)　長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5)　投資有価証券	14,417,413	14,417,413	－
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1)　未払手数料	1,557,726	1,557,726	－
(2)　未払法人税等	1,532,874	1,532,874	－
負債計	3,090,600	3,090,600	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
非上場株式	264,257	38,900
子会社株式	431,812	160,600
関連会社株式	―	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,056,128	―	―	―
未収委託者報酬	4,517,987	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	10,000,000	―	―	―
投資信託	―	2,032,211	1,152,101	―
長期性預金	―	7,000,000	―	―
合計	31,574,115	9,032,211	1,152,101	―

第27期（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	―	―	―
未収委託者報酬	3,977,324	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	―	―	―
投資信託	―	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	―	8,500,000	―	―
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式431,812千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第26期（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	4,026,733	3,476,499	550,234
	小　計	4,026,733	3,476,499	550,234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	5,114,022	5,236,164	△122,142
	小　計	5,114,022	5,236,164	△122,142
合　計		9,140,755	8,712,663	428,091

第27期（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小　計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	3,325,285	3,446,474	△121,188
	小　計	3,325,285	3,446,474	△121,188
合　計		14,417,413	13,440,240	977,173

3.売却したその他有価証券

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	4,283,999	392,809	127,114
合　計	4,283,999	392,809	127,114

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	158,639	－	64,792
債券	－	－	－
その他	3,036,630	150,103	88,484
合　計	3,195,269	150,103	153,276

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(1)退職給付債務	△567,377	△475,564
(2)年金資産	309,065	198,994
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	△258,311	△276,569
(4)未認識数理計算上の差異	152,850	156,666
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	△105,461	△119,902
(6)退職給付引当金	△105,461	△119,902

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1)勤務費用	28,585	27,806
(2)利息費用	9,774	8,420
(3)期待運用収益	△6,248	△4,635
(4)数理計算上の差異の費用処理額	37,969	13,599
(5)退職給付費用	70,080	45,191
(6)その他	93,360	97,692
(7)合計	163,440	142,883

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1.5%	1.5%

(3) 期待運用収益率

第26期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1.5%	1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	651,260 千円	557,868 千円
投資有価証券評価損	408,754	362,665
ゴルフ会員権評価損	9,710	8,505
未払事業税	172,269	109,608
賞与引当金	223,795	197,652
役員退職慰労引当金	30,934	17,725
退職給付引当金	42,912	42,783
減価償却超過額	39,127	19,890
委託者報酬	92,577	99,265
長期差入保証金	20,080	21,895
時効後支払損引当金	79,802	69,579
その他	34,708	39,304
繰延税金資産 小計	1,805,934	1,546,744
評価性引当額	△898,045	△813,923
繰延税金資産 合計	907,888	732,821
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△36,553	△254,118
繰延税金負債 合計	△36,553	△254,118
繰延税金資産(負債)の純額	871,334	478,702

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
法定実効税率	40.7 %	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担税率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
投資有価証券評価損認容	△2.9	
その他	0.8	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.6	

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は39,177千円減少し、法人税等調整額が75,184千円、その他有価証券評価差額金が36,007千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

(関連当事者情報)
1.関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 30.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,481,369千円	未払手数料	294,093千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	631,409千円	長期差入保証金	783,794千円
						投資の助言	投資助言料	189,915千円	未払費用	88,454千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,204,055千円	未払手数料	692,693千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	41,000,000千円	有価証券	10,000,000千円
							譲渡性預金に係る受取利息	8,718千円	未収利息	675千円
							マルチコーラブル預金の預入	9,000,000千円	現金及び預金	6,000,000千円
									長期性預金	7,000,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	18,499千円	未収利息	3,069千円

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,404,897千円	未払手数料	285,119千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	667,780千円	長期差入保証金	812,027千円
						投資の助言	投資助言料	168,292千円	未払費用	81,330千円
							株式の売却	98,112千円		
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有直接25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,371,303千円	未払手数料	566,371千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	36,000,000千円	有価証券	8,000,000千円
							譲渡性預金に係る受取利息	6,532千円	未収利息	544千円
							マルチコーラブル預金の預入	7,000,000千円	現金及び預金	5,500,000千円
									長期性預金	8,500,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,415千円	未収利息	2,886千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第26期（自　平成22年4月1日　至　平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	3,000百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,447,569千円	未払手数料	408,084千円

第27期（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,914,481千円	未払手数料	285,874千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第26期 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）	第27期 （自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）
１株当たり純資産額	361,469.71円	379,935.23円
１株当たり当期純利益金額	51,265.16円	41,494.11円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、
記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）	第27期 （自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	6,361,903	5,149,336
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	6,361,903	5,149,336
期中平均株式数　（株）	124,098	124,098

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

次へ

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		16,996,643
有価証券		8,000,000
前払費用		336,791
未収入金		221,616
未収委託者報酬		3,698,009
未収収益		39,360
繰延税金資産		374,925
金銭の信託		30,000
その他		27,966
流動資産合計		29,725,313
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	269,044
器具備品	※1	174,256
土地		1,205,031
有形固定資産合計		1,648,332
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		874,592
ソフトウェア仮勘定		414,462
その他		9
無形固定資産合計		1,304,887
投資その他の資産		
投資有価証券		13,875,312
関係会社株式		320,136
長期性預金		5,500,000
長期差入保証金		831,857
繰延税金資産		297,670
その他		15,035
投資その他の資産合計		20,840,011
固定資産合計		23,793,231
資産合計		53,518,545

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (平成24年9月30日現在)	
(負債の部)		
流動負債		
預り金		66,078
未払金		
未払収益分配金		33,785
未払償還金		1,070,895
未払手数料		1,435,205
その他未払金		72,465
未払費用		1,101,885
未払消費税等	※2	104,706
未払法人税等		1,639,933
賞与引当金		561,000
その他		314,314
流動負債合計		6,400,270
固定負債		
退職給付引当金		120,928
役員退職慰労引当金		53,934
時効後支払損引当金		197,702
固定負債合計		372,564
負債合計		6,772,834
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		222,096
資本剰余金合計		222,096
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		36,823,991
利益剰余金合計		44,164,581
株主資本合計		46,386,809
評価・換算差額等		
その他有価証券		358,901
評価差額金		
評価・換算差額等合計		358,901
純資産合計		46,745,710
負債純資産合計		53,518,545

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬		22,860,446
投資顧問料		5,548
その他営業収益		64,404
営業収益合計		22,930,399
営業費用		
支払手数料		9,329,547
広告宣伝費		253,610
公告費		1,748
調査費		
調査費		465,037
委託調査費		4,927,785
事務委託費		118,017
営業雑経費		
通信費		44,970
印刷費		216,082
協会費		19,981
諸会費		3,788
事務機器関連費		479,500
その他営業雑経費		8,157
営業費用合計		15,868,227
一般管理費		
給料		
役員報酬		97,198
給料・手当		1,581,710
賞与引当金繰入		561,000
福利厚生費		296,584
交際費		11,132
旅費交通費		66,127
租税公課		57,963
不動産賃借料		349,740
退職給付費用		80,723
役員退職慰労引当金繰入		7,838
固定資産減価償却費	※1	223,128
諸経費		135,324
一般管理費合計		3,468,471
営業利益		3,593,700

（単位：千円）

	第28期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
営業外収益	
受取配当金	104,164
有価証券利息	3,543
受取利息	12,662
収益分配金等時効完成分	328,544
その他	1,102
営業外収益合計	450,017
営業外費用	
投資有価証券償還損	8,428
時効後支払損引当金繰入	6,591
その他	46
営業外費用合計	15,067
経常利益	4,028,650
特別利益	
投資有価証券売却益	141,172
特別利益合計	141,172
特別損失	
投資有価証券売却損	32,155
特別損失合計	32,155
税引前中間純利益	4,137,667
法人税、住民税及び事業税	1,626,136
法人税等調整額	△30,367
法人税等合計	1,595,768
中間純利益	2,541,898

(3)中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第28期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	36,863,331
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	36,823,991
利益剰余金合計	
当期首残高	44,203,921
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	44,164,581
株主資本合計	
当期首残高	46,426,148
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
当中間期変動額合計	△39,339
当中間期末残高	46,386,809
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	723,054
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△364,152
当中間期末残高	358,901
評価・換算差額等合計	
当期首残高	723,054

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△364,152
当中間期末残高	358,901
純資産合計	
当期首残高	47,149,203
当中間期変動額	
剰余金の配当	△2,581,238
中間純利益	2,541,898
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△364,152
当中間期変動額合計	△403,492
当中間期末残高	46,745,710

[重要な会計方針]

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

第28期中間会計期間 （自　平成24年4月1日 至　平成24年9月30日）
（減価償却方法の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]
（中間貸借対照表関係）
※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第28期中間会計期間 （平成24年9月30日現在）
建物	221,331千円
器具備品	322,980千円

※2 消費税等の取扱い
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）
※1 減価償却実施額

	第28期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
有形固定資産	41,040千円
無形固定資産	182,088千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
1． 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2． 配当に関する事項
平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 2,581,238千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 20,800円
④ 基準日 平成24年3月31日
⑤ 効力発生日 平成24年6月27日

（金融商品関係）
第28期中間会計期間(平成24年9月30日現在)
金融商品の時価等に関する事項
平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	16,996,643	16,996,643	－
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	－
(3) 未収委託者報酬	3,698,009	3,698,009	－
(4) 長期性預金	5,500,000	5,506,492	6,492
(5) 投資有価証券	13,875,312	13,875,312	－
資産計	48,069,965	48,076,457	6,492
(1) 未払手数料	1,435,205	1,435,205	－
(2) 未払法人税等	1,639,933	1,639,933	－
負債計	3,075,139	3,075,139	－

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間（平成24年9月30日現在）

1． 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2． その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,899,973	6,184,088	715,884
	小 計	6,899,973	6,184,088	715,884
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,936,438	7,202,827	△266,389
	小 計	6,936,438	7,202,827	△266,389
合 計		13,836,412	13,386,916	449,495

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1． 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2． 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．　主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 （平成24年9月30日現在）
1株当たり純資産額	376,683.83円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	46,745,710
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	46,745,710
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 （自　平成24年4月1日 至　平成24年9月30日）
1株当たり中間純利益金額	20,482.99円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	2,541,898
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	2,541,898
普通株式の期中平均株式数（株）	124,098

(注)潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（平成24年９月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （平成24年９月末現在）	③事業の内容
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	36,166　百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279　百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年２月末現在）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%（62,050株）、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は25.0%（31,023株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成24年11月６日　　有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年３月13日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士 柴　毅 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020の平成24年８月８日から平成25年２月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2020の平成25年２月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年３月13日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士 柴　毅 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030の平成24年８月８日から平成25年２月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2030の平成25年２月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年３月13日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士 柴　毅 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040の平成24年８月８日から平成25年２月７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド 2040の平成25年２月７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

前へ　次へ

独立監査人の監査報告書

平成２４年６月２６日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第２７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

前へ　次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２４年１２月６日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第２８期事業年度の中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

前へ